

令和3年第1回土別市議会定例会会議録（第4号）

令和3年3月11日（木曜日）

午前10時00分開議

午後 3時36分散会

---

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 大綱質疑

日程第 2 議案第20号の撤回について

散会宣告

---

出席議員（17名）

副議長	1番	井上久嗣君	2番	真保誠君
	3番	苔口千笑君	4番	村上緑一君
	5番	喜多武彦君	6番	西川剛君
	7番	十河剛志君	8番	佐藤正君
	9番	谷守君	10番	渡辺英次君
	11番	丹正臣君	12番	国忠崇史君
	13番	大西陽君	14番	谷口隆徳君
	15番	山居忠彰君	16番	遠山昭二君
議長	17番	松ヶ平哲幸君		

---

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
総務部長	中舘佳嗣君	市民自治部長	法邑和浩君
健康福祉部長	田中寿幸君	経済部長	井出俊博君
建設水道部長	千葉靖紀君	朝日支所長	武田泰和君

---

教育委員会 教 育 長	中峰寿彰君	教育委員会 生涯学習部長	鴻野弘志君
----------------	-------	-----------------	-------

---

病院事業者  
副 管 理

三 好 信 之 君

市立病院  
事 務 局 長

加 藤 浩 美 君

---

事務局出席者

議会事務局長

穴 田 義 文 君

議会事務局  
議 務 課 長

岡 崎 浩 章 君

議会事務局長  
議 務 課 副 長

前 畑 美 香 君

議会事務局  
議 務 課 主 任 主 事

駒 井 靖 亮 君

---

(午前10時00分開議)

○議長（松ヶ平哲幸君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。これより本日の会議を開きます。

---

○議長（松ヶ平哲幸君） ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（穴田義文君） 御報告申し上げます。

本日の議事日程は、配信のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

以上で報告を終わります。

○議長（松ヶ平哲幸君） 議事に入る前に、市長より、本日、東日本大震災から10年が経過し、改めてメッセージを伝えたい旨の申出がありますので、これを許します。

牧野市長。

○市長（牧野勇司君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、一言発言をさせていただきます。

甚大な被害をもたらし、多くの貴い命が失われた東日本大震災から10年が経過しました。改めて、この震災により亡くなられた方々に対し、哀悼の意を表しますとともに、最愛の家族を失われた御遺族の方々に心からお見舞いを申し上げます。

被災地の復興への歩みは着実に進んではいませんが、一方では、今もなお多くの方々が避難生活を余儀なくされています。先日13日には、福島県沖を震源地とする最大震度6強の余震が発生するなど、被災地では今でもその余波にさらされているのが現状です。

近年では、平成28年、2016年の熊本地震や30年、2018年の北海道胆振東部地震、さらに、気候変動に伴う台風や豪雨災害も激甚化しており、防災対策、意識の向上が強く求められています。

私は、東日本大震災をはじめ、日本各地を襲った大規模な自然災害を教訓に、防災・減災対策を強化し、様々な取組を進めました。北海道や自衛隊、警察と連携した災害対策本部訓練の実施をはじめ、地域の共助力で避難を行う避難共助計画や大規模自然災害に備えた強靱なまちづくりに関する施策を、総合的かつ計画的に推進するため、士別市強靱化計画を策定しました。

昨年5月に開庁した市役所本庁舎には、非常用発電機、排水貯留槽を設置し、消防庁舎と一体化することで、災害等の緊急時にも迅速に対応できる防災拠点として充実を図ったほか、危機対策監として地域防災マネージャーを登用するなど、ハード、ソフト両面で総合的な取組を進めました。

震災から5か月が経過した23年、2011年8月に、福島県川内村の子供たちを、士別にコラッセ夏学校で受け入れていこう、絆協定の締結や遠藤村長の講演会の開催など、様々な取組を進めてきたところであり、今後は子供たちの体験教育などへ深化した取組を進めてまいります。

私たちには、あの痛ましい震災の記憶を後世に伝え、語り継ぐ使命があります。私は、防災・減災対策に引き続き取り組み、より一層の災害に強いまちづくりを進めていく所存であり

ます。

結びに、一刻も早い被災地の復興と、被災された方々や避難されている方々が一日も早く平穏な生活が送れることを心から願い、メッセージといたします。

---

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより議事に入ります。

前日に引き続き、日程第1、議案第10号から議案第29号までの令和3年度士別市各会計予算と、これに関連を有する議案20案件を一括議題に供します。

これより大綱質疑を続行いたします。

6番 西川 剛議員。

○6番（西川 剛君） おはようございます。

ただいまは、本日が東日本大震災から10年ということで、市長からのメッセージをお聞きしました。私からも、この災害によって命を亡くされた方への哀悼の意、また御家族への見舞い、さらには復興の中で頑張っている方々への激励と、そして本市においても、ただいまありましたとおり、これを他地域のことということではなく、絆協定等々の中で、私たちの地域においてもいつあるか分からないというこの備えにしっかりと取り組まれてきたことを、改めて10年間振り返った市長の言葉を聞いて、私自身もこれから本市における市民の命と暮らしを守る、この決意というのを、思いを強くしたところでございます。

それでは、通告に従いまして大綱質疑を行います。

一つ目は、士別市財政健全化実行計画に関して質問をいたします。

昨年10月に計画の内容が示されて以降、市には様々な資料の提供を求めてまいりました。この計画を実施するに至った理由、過去の財政健全化の取組の成果、将来推計の考え方、10項目にわたる具体的方策の内容等、見直し対象となる事業数、見直し額、計画の進捗をどう判定するかなど、市が強い決意をもって進めると、この計画について、私自身も内容を理解に努めようとしてまいりました。

結果、私自身としては、一つには、当然ながらこの計画に基づく財政健全化がしっかりと取り組まれること、これに加えて2つ目として、とりわけ歳出の見直しによって、いわゆる痛みがどういう内容で、その痛みについて市民が受け止められるものなのか、納得できるものなのかを明らかにすること、この2点を確認することが重要だと考えまして、さきの第4回定例会においては、計画の進捗を判定するため、令和3年度の予算の資料として、一般会計予算のうち、一般財源ベースの数字が計画と整合しているか分かる資料、あるいは、財政指標の予算時の再推計値、また、見直し、削減事業については対象となった全ての事業を明らかにするよう求めてきたところです。

第4回定例会時の答弁では、資料提供については、可能な限り分かりやすい資料を提供できるよう準備を進めるとされ、さらに同じく答弁では、この計画の効果額の算出根拠となった事業については、例えば歳出の抑制においては普通財産環境整備事業の凍結など、計画記載があ

る8事業、除雪対策事業1事業、負担金補助金で122事業、委託料で23事業の154事業が見直し対象とし、令和2年度予算、予算額約8億6,300万円のうち、一般財源ベースが7億1,200万円、これに対して、令和3年度の効果額が1億4,400万円という積算も根拠も事業数、事業の費用も明らかにしていただきましたので、本議会予算案審議の段階で議案に合わせて提供されるものと考えておりました。

しかしながら、結果、2月17日以降、明らかにされています健全化実行計画関連の資料は、財政健全化実行計画と令和3年度当初予算との比較、施設運営の変更を予定する施設一覧のA4ペーパー2枚だけという現状でございます。可能な限り、分かりやすい資料を提供できるよう準備を進めた結果、これだということであれば、まあ、それはしようがないということもあるかと思うんですけれども、初めに、議会質疑に資する資料として、私はもう全然足りないと思うんですけれども、このことについて、市としてはどのように考えているのか、まずお聞かせいただきたいと思えます。

健全化計画の内容への質問に戻ります。

確認する1点目は、計画初年度、令和3年度当初予算が健全化実行計画に基づき編成されているか、計画初年度の取組は予算段階で達成しているのかという点で伺います。

健全化実行計画の具体的方策実施による効果額は、令和3年度で4億9,200万円とされています。これに対し、予算説明資料で頂いております財政健全化実行計画と、令和3年度当初予算との比較においては、予算要求ベースの比較として、5億4,800万円と記載されています。数字だけを比べれば計画を上回る効果額ということなのでしょう。

さらに、同じく予算資料であります施設運営の変更を予定する施設一覧の運営変更による効果額では、令和2年度予算との差が効果額に記載されている施設、それ以外の数値が記載されている施設と、20施設の中でその効果額の記載、考え方が様々になっております。

まず、基本的なことを伺って今さらということではありますけれども、10月以降示されております、この財政健全化実行計画で用いられている効果額というのは、どういった額なのでしょう。

財政説明で示される数字には、この間、予算ベース、決算ベース、今回のように予算要求ベースと様々ありますが、改めてこの健全化実行計画での効果額の定義を教えてくださいと思えます。

令和3年度一般会計の総額は153億6,979万円、前年度比マイナス10億8,846万円です。予算書の15ページ、歳出予算額の財源内訳を見れば、一般会計歳出のうち一般財源分は109億8,077万円で、同じく、これ令和2年度の前年度比としますと、マイナス3億6,734万円となっています。

今回の健全化計画は一般財源ベースの効果額ということですので、効果額が当初予算費だとすれば、初年度の予算段階、この段階で目標に至らなかったということではないでしょうか。この点について考えをお伺いいたします。

次に、健全化実行計画の質問の際に、毎度お願いをしている内容であります。今回もお願いをします。

市が作成した財政健全化実行計画では、令和3年度の一般財源ベースの推計が示され、具体的方策に基づく効果額が示されています。効果額を反映した歳出における推計額は、人件費24億2,800万円、扶助費7億6,200万円、公債費25億3,400万円、物件費14億1,300万円、補助費等20億700万円、繰出金14億1,000万円、その他5億3,100万円、投資的経費1億6,300万円の合計112億4,800万円です。

加えて、この計画で財政指標、目標としている3指標、令和3年度の推計値は、経常収支比率で97.1%、実質公債費比率で14.4%、将来負担比率158.4%、これらの再推計値ができていれば明らかにしていただきたいと思えます。

この点について、これまでの答弁では決算額が出ないと正しい数値が出せないとされておりますが、これ北海道でも、令和3年度予算概要資料にも、北海道で行っている健全化の取組内容と予算段階での財政推計の再推計というのは行っているようでございます。本市では本当にできないんですか。

自らがつくった計画によって本当に取り組んでいるのか、このチェックを、この予算段階、スタートでできないということが、私自身、どうしても理解ができません。そのようなチェックポイントが許されるのであれば、私自身はこの計画の見直しが必要ではないかと思うんですけれども、先ほど申し上げた指標等の数字が明らかにならない場合については、この点の見解を求めたいと思えます。

確認します2点目は、歳出の見直しにより、いわゆる痛みがどういう内容であり、市民が納得できるものなのかという点です。こちらについても現時点では資料が提供されておきませんが、昨日までの大綱質疑の中で、質疑等々で触れられている部分もございまして、削減事業の全てが確認することができませんので、まずは令和2年度一般会計当初予算事業のうち何事業が見直されたのか、その事業数と削減額を伺いたいと思えます。その上で、それら見直しに対する市としての評価を伺いたいと思えます。

こちら昨日までの質疑の中でも同僚議員からもありますけれども、例えば施設管理に係る委託費の削減は、施設管理水準の低下、あるいは受託事業を実施する事業者の売上げ減、それに伴って、そこで働く労働者の賃金減、様々な影響が考えられると思えます。見直しによる市民への痛みについて、相対的にどう評価しているのか、見解をお聞かせください。

最後に、計画の見直しについてです。

今回の計画に基づく財政健全化の取組は、令和4年度の公債費償還ピークを乗り越えるだけでなく、将来に向かって持続可能な財政運営基盤を確立するための体質改善も目的としていることから、令和3年度に実施をした削減は、計画期間である5か年が経過した後も削減前に戻るわけではなく、その後も継続されます。また、今、述べてますとおり、見直し事業も多数あると思えます。

だからこそ、現時点で見込んでいる痛みが、このうちの予算成立、4月からの執行段階になって、例えば過小に評価していたことが分かった、あるいは、見込んでいなかった痛みもあったとなれば、当然、事業の見直しも必要となると思います。

また、計画書にもあります計画策定時に見込まれなかった新たな行政需要、社会経済情勢の変化など、大きな影響が生じた場合の計画見直しだけではなくて、計画を大きく上回る財政改善効果があった場合の見直しも、このようなことが起これば、そこに手当をするなどの見直しも行うべきと思います。

加えて、計画の進行管理に当たっては、例えばコロナによる影響を考慮しても、行政需要の変化、地域の産業構造の変化など、ある意味、この先の変化が見通せない状況になったということもあると思いますので、必要に応じた財政推計、この再推計の実施とその公表について強く求めるとともに、計画にあります事業、この計画自体の見直しについての考えをお伺いし、この質問を終わります。

○議長（松ヶ平哲幸君） 丸財政課長。

○財政課長（丸 徹也君） 西川議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目でございます。可能な限り分かりやすい資料を提供するよう準備を進めた資料ということで、今回の冒頭、御質問がございました。その部分につきましてですけれども、私どもとしては、まずこの財政健全化実行計画というのは、決算をベースとした推計に基づくものでございます。それに対しまして、今、御協議いただいております、この当初予算というものは、今後1年間の歳入歳出の見積りでありまして、予算段階での比較という部分では整合性が取れない部分がございます。必ず乖離が生じます。

そういった部分から、内部での今回の検討を重ねた結果といたしまして、まず総枠でこの財政健全化実行計画との比較の部分についてはお示しするという、それから、検証可能な項目、この部分を比較表をできるようなもので作成するという、作成したものでございます。

財政健全化実行計画の第一の目標というのは、これまでも御説明させていただいているとおり、持続可能な財政基盤の確立です。その実現のためには、実質単年度収支の黒字化、それから、財政調整基金の残高の確保というのは不可欠だと私どもは考えております。そのため、財政健全化実行計画において、重要な数値であります決算収支見込み、それと財政調整基金残高です。この部分、計画時点で、まずお示ししております。

また、健全化実行計画における具体的な方策ごとの効果額、これについても財政健全化実行計画での数値目標の比較として、同様にお示ししたものが当初に全員協議会のほうでお示した資料ということになっております。

各種取組の効果額の比較による検証、それから、収支見込みによる総枠での検証が、これが重要だと考えていますので、当初予算における検証方法としては少ないというお話もありましたが、私どもとしては、非常にこの部分についてはシンプルで、かつ合理的なものだと考えているところでございます。

結果といたしましても、具体的な方策の効果額として、令和3年度の計画上の効果額を当初予算時点では5,600万円上回る、5億4,800万円の効果を見込んでおりますし、これについては目標を達成したものと考えております。また、令和3年度の決算収支見込みについても、計画では1億4,700万円の収支不足を見込んではおりますが、当初予算時点での見込みについては、3,100万円改善した1億1,600万円の収支不足と見込んで、これについても計画を達成しているものと考えているところでございます。

続きまして、効果額という部分での定義にお問いがございました。こちらについて、先ほども申し上げましたけれども、財政健全化実行計画というのは決算ベースでの見込みのものでございます。これにおける収支不足額を解消するために、具体的な方策として実施する各種取組を掲げております。それに基づく影響額、効果額をこの効果額ということで考えているものでございます。

別添として、先ほどお話ありました施設運営の変更を予定する施設一覧、これを例えば例として申し上げますと、この効果額というのは施設運営を見直したことによる効果額という形になりますので、意味は同じなのかなということで考えております。

また、健全化実行計画の中では具体的な方策の効果額というのは、計画策定時に見込んだ対象事業、また、施設管理等の計画時における見込んだものというものに対する予算ベースでの比較が、効果額として今回比較しているものでございますので、効果額についてはそういった形で比較をさせていただいているというところでございます。

また、お話の中にありました当初予算の財源内訳における一般財源数値の比較では、数値が目標に至っていないのではないだろうかというお話でございました。こちらについては、あくまで当初予算での部分ということになりますと、当初予算計上額の財源内訳での数値比較ということになります。

採算としてはあれなんですけれども、健全化実行計画については、決算ベースを見込まなければならないという形になりますので、当初予算において、例えば今回先送りをしています除雪対策経費ですとか、また今後、毎年定期的に補正予算を組まさせていただく事業というのは、この中には盛り込まれておりません。ただ、決算ベースで見込む場合については、その部分も見込みつつ、決算見込みというものを出しますので、お話にあった、現時点での財源内訳の比較という検証では、その目標達成を判断していくというのは、ちょっと難しいのではないかなという考えを持っております。

それから、決算指標の数値の当初予算ベースでの数値の公表についてということだと思っておりますけれども、こちらについても、計画自体が決算ベースの決算見込みでのものであるということを考えますと、予算と比較した場合については、当然、大きく乖離が出ますし、また特に健全化判断比率の指標については、計算式の中に普通交付税算定後に決まる団体の一般財源の規模を示します標準財政規模という数字を使って算定を行う形になります。

そういった部分を考えますと、普通交付税が確定するのは7月ということになります。そう



いう直近のデータ等を活用しながら見込むということは、ある程度できるのかもしれませんが、予算の段階では、そういった部分の具体的な算定はできないものと考えております。

それで、他団体の事例でのお話もございましたけれども、本市のほうでは、予算時点でのそういったことからの決算見込みに基づく財政推計については、決算との乖離幅、これがやはり大きくなるということを考えておりますので、予算時点でのこういった数値、あるいは財政推計の部分、こちらについては必要ないものと考えておまして、これまでの答弁どおりになりますけれども、予算の時点ではお示しすることは困難と考えているところでございます。

それから、令和3年度の一般会計予算の事業のうち、見直された事業数、削減数の関係のお話もございました。こちらにつきましても、まず一般会計の当初予算における見直しの対象事業数ですけれども、総務部長査定事業272事業、市長査定事業249事業、合計521事業でございます。

財政健全化実行計画にのっとり予算編成を行っているということも当然でございますので、こちらについては、全事業において体質の改善に向けて取組を実施しているというのは基本でございます。その大小効果はありますけれども、少なからず効果は上がっているものと考えているところでございます。

そこで、予備費を除く272事業であります、いわゆる経常的事业ですけれども、総務部長査定事業については、全事業について、そういった観点から見直しは実施していると思っておりますので、こちらの補正第1号の対応分を除きまして、前年度の比較数値という形になりますけれども、削減額は約3億6,000万円程度という形になっているところでございます。

市長査定事業、いわゆる政策の事業でございますけれども、こちらは249事業中、事業の満了ですとか統合、それから補正予算第1号の対応分などを除いた健全化実行計画に基づく見直し事業については75事業、効果額の削減額としては約2億1,700万円程度を見込んでいるところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○議長（松ヶ平哲幸君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） この項目の最後ということで、計画の見直しということについてお話もございました。このことに関わって、私のほうからお答えしたいと思います。

まず、この計画は立てて、これから実行していくということでもありますので、予算が可決された暁には、しっかりとその効果を出せるように一丸となって進めていくことが肝要だと思います。

その上でということでもありますけれども、西川議員の御質問にありました市民が受ける痛み、そういったもの、あるいはその社会情勢、あるいは今は予測できないようなことなどなど様々な要素、これは明日になればいろんなことが起こるかどうかというのは、この時点では予測できません。

今日、3. 11ということでもありますけれども、10年前のこの午前中、今頃は、午後からあ

あいつた震災が起こるといったことは誰一人予想しなかったと思いますけれども、そういうこともありますし、今回のようなコロナ禍、これは世界中でこれだけの大きな人命が失われるようなことになるといったことも、これは予想できないということでありまして、そういったことも含めて、社会情勢、あるいは様々な情勢を勘案した中で、計画を検証しながら見直しをかけるといったことが必要と考えたときには、そのことをしっかりとやっていかなきゃならないかなと思います。

また、効果が大きく出たときにも見直しが必要ではないかというお話がございました。これまで市長も申しておりますとおり、効果を早く出して、まずは人件費の削減などは、本来あるべきものを削減しているということでもありますので、そういったときには、早めにそういったものを解消していくといったこともございます。

ただ、今回の健全化実行計画の大きな中身の中では、体質改善というものがありますので、そのところはしっかりと視点を持っていかなきゃならないと、見直した結果がリバウンドにつながるといったようなことになっては困りますので、そういったこともしっかりと視点に置きながら、今後、どのようなこの計画の進め方、在り方がいいのかといったことを考えていきたいと思えます。

また、財政の推計ということでもありますけれども、これも今の時点では何とも申すことはできないんでありますけれども、例えばこの計画を立てたときに、もう既にコロナ禍の状況でありましたので、この推計の中には、例えば市税が落ちる、あるいは、地方消費税交付金が落ちるといったようなことも見込んでおりますけれども、それ以外に様々な要因が出てきたときには、この実行計画を進めていく上での基盤となるのが、この推計でありますので、そういったものも検証していかなきゃならないと思いますし、そのときには、まちづくり基本条例の基本であり原則であります情報の共有ということがございますので、市民の方にもしっかりとお知らせし、議会にもお諮りしながら進めていくということでもあります。

冒頭申しました、まずは、今ある計画をしっかりと効果が出るように進めていくのに、一丸となってかかっていきたいと思えます。

○議長（松ヶ平哲幸君） 西川議員。

○6番（西川 剛君） 議場でのやり取りは何度もやらせてもらってまして、答弁についてはある程度想定はしながら、こちらも質問をしているというのは事実なんですけれども、ただいまいただきました答弁について、何点か再質問をいたします。

健全化実行計画の効果額の定義、いろいろ、るる説明いただいたんですけども、感想だけ先に申し上げます。

市役所の皆さんは、今の答弁で中身が分かったんですか。僕ら議会、ましてや市民は分からないと思うんですけども。予算ベースがあって、決算ベースがあって、予算要求ベースがあって、どれなんですかと聞いたら、決算見込みベースだと言われて、本当にびっくりしちゃうんですけども、予算と決算に時間があるのは分かっているんですけども、だからこそ、

私は再推計をという。だから、副市長の答弁で、どこぞの国の国会でのやり取りじゃないんですけれども、仮定の話にお答えはできないということなんですけれども、計画をつくって将来を見越して手を打っていく。当たり前のように長きにわたる行政運営でいけば、それがいろんな想定、あまりにも想定外のことは織り込めませんけれども、財政についてはどこまで行っても、この一般会計で行けば、百数十億円の中のこれが来年度どうなるんだ、この中身がどうなっていくんだということで、私は市役所の財政の職員の皆さんは、知識もあって経験も豊富だということだと思いますと、本当にもう、私はだから聞くよりも、当然ながらも近未来的な予測なんていうのは、すぐできているんだと思うんです。

だから、答弁にもいただきましたけれども、再推計できない理由に乖離幅が大きいのでできないんだと言われてしまうと、申し訳ないんですけれども、この予算案は何なんですかということ。決算見込みで出したらいじゃないですか、予算額をという、こういうことを言いたくなくなってしまうんです。

だから、財政の皆さんは、この予算額でいけば、恐らく、この執行をやっていったうちに補正があって、あるいは、こういった事業なので国の補正予算も来るのかなとか、こういうところは、例年でいけば不用額が出るかなとか、いろんな思いの中で決算だところの中で収まるだろうということをつくっているのではないかと、私自身も行政経験をしておりますので想像するんですけれども、あえて、その経験を取っ払って、この計画がこの予算段階で達成しているのかどうかを今の答弁では分からないんです、達成しているのかどうか。

予算要求ベースという数字の答弁はいただいておりますので、この額は何なのかというのが。予算要求ベースというのが、市行政内部の予算要求段階で、市の予算の成立前なので、まだこれは予算ではなくて、予算要求段階なのだということであれば、そういう答弁をいただければ、ああ、そのようなことなのかと。私が予算要求ベースは何ですかと聞いたのは、行政経験が邪魔をして、市役所内部における予算要求している額、査定が入る前の額が前年度と比較して5億円下がったのではないかと、こういう数字を頂いているとすれば、これは全然計画と関係ないじゃないかと、こういう視点で質問をさせてもらっているんですけれども、数字について、言葉についての定義がないので、改めてここについてはお聞かせください。

あと、その乖離幅が大きいので再推計ができなくなると、やはり決算と予算を本市においてはどのように考えているのか、予算成立が大事だということで頑張っていらっしゃるのは分かりますけれども、ここで議会としても質疑をさせてもらって3月19日に可決です。そのときにいただける情報はこれしかないんですけれども、どうか認めてください、あとは決算のときに何とかありますからということを言われているように感じてしまうんですけれども、少し、ここの思いのギャップを埋めていただけるような言葉をもう一ついただきたいと思います。

それから、標準財政規模等々、決算段階でないと分からない数字があるということでありまして、今回の計画には、平成18年から本市のずっと財政の決算ベースの実績があるんです。私は、だから表をもらったときに、では、このように来たんだから、ここ数年は繰越額も

出ない、基金そのまま切り崩しているの、これ厳しいというのは分かりますよ。だけれども、このような状況の中で、このように改善していくんだということを計画しているのであれば、やはりその説明をもっともっと市のほうから出さないのか。

先ほど、最後に副市長の答弁で、市民との情報共有という言葉をいただきましたけれども、この計画に関する市の情報発信、明らかに足りませんよ。市役所のホームページのトップページを見ても、大事な計画だけれどもトップページに載っていませんよ。探していかないと見えない。このことも以前、実は内部的に指摘をしているのですけれども、今も改まっていない。

議会の意見交換会で参加いただいた市民から承っています。このような重要な計画を市はなぜ説明に歩かないんだと。私どもが議会定数の見直し等々の中でやった場所での話題として触れたものですから、私どもはそういう説明を受けているということで対応させていただきましたけれども、その中でも出ていますよ。なぜ、市長が来て説明してくれないんだと。このような大変な状況になったんだ、協力してくれというんだったら。市長の顔が見えないというのはいただいていますし。

また、分かりやすい予算書、これは令和3年度当初予算で恐らく予算つけてないですよ。これまで市民に本市の予算を分かりやすく、中学生ぐらいの認識があれば、本市の予算を分かってもらえる、分かりやすい予算書というのをずっと作ってきたと思うんですけれども、当初予算ではもうないです。作らない予定になっていると思うんですけれども、こういった部分で、計画や予算について市民の方に協力してほしいということであれば、毎年以上に、本当は市としての発信が必要だと思うんですけれども、残念ながらこの議会でのやり取り、この数字を教えてくださいといっても、なかなか難しいよと。片や市民の方々にどのように発信していくんだというものも見えてこないとなると、本当にこれ市民から理解、御協力は得られるんだろうかということを、やはり大きく危惧するところでもありますけれども。市役所庁舎が新しくなって、市民の方から言われますよ。高いカウンターになって、市役所へ行っても職員との距離が遠くなった。市長はずっとカウンターを飛び終えてと、市民の中に入ると、残念ながら、コロナ禍だからその機会は大きく失われているからこそ、そういう情報発信の場というのは、もっともっとやはり行政側から積極的にやるべきじゃないかなと思うんですけれども。ちょっとポイントがぼやけてしまって恐縮なんですけれども、この点、ちょっと再質問させていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（松ヶ平哲幸君） 丸課長。

○財政課長（丸 徹也君） 再質問にお答えいたします。

まず言葉の部分ですけれども、言葉の使い方が様々な表現をしているということで、それについては訂正といいますか、使い方としては決算ベース、決算見込み、これは同じものでございまして、お伝えしたかったのは、財政健全化実行計画というのは、予算をもって立てている計画ではございません。決算を見据えた中でのということになりますので、決算ベースという言葉で統一させていただいても構わないんですけれども、決算を見込んだ数字で推計を

させていただいております。

一方、予算の今の現時点で言えば、あくまで予算ですので、私ども予算がなければ事務事業というのは執行できませんので、それを決算ベースで、当然予算を立てるということはできません。

そういった部分で、ある程度、見積りについては最終的な決算ベースと比較すると、そういった意味では必ず乖離が出てまいります。そういったことがありまして、今の予算の段階ではそういった決算に関連する指標、そういった部分での見込みについてお示しすることができないということを申し上げているところでございます。

この部分については、考え方としては、本市といたしましては、予算の段階で決算を見込んだ数字というのを具体的にお示しすることはできないという判断に至っているところでございます。

またお話の中にありました、分かりやすい予算書等の部分でお話も出ましたが、こちらについては、今回、これは財政健全化実行計画の部分も含めて、今後、よりよいやり方で創意工夫をした中で何かできないかということで、事業自体をこちらは廃止したわけではございません。

議員も御承知のとおり、これからGIGAスクールということで、学校のほうでもデータを使った中で授業等を行うような形を伺っております。そういった部分では、データ配信をさせていただいた中で対応していきたいということを考えております。

また当然、紙ベースで必要な方もいらっしゃるかと思いますけれども、これについては、当然、ホームページ等でその同じ内容のファイルを掲載させていただくと、そういった分で対応させていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（松ヶ平哲幸君） 西川議員。

○6番（西川 剛君） 本来であれば、乖離幅があるんだ、そこは行政内部では想定しているんだ、そこも含めた予算案だというのがあれば、申し訳ないですけども、昨年までの予算議会だったら分かりました。ちゃんとやっていらっしゃると思って、そういうことでいいんですけども、健全化計画を出すようになって、それはなぜかといったら、実はこのようになっていたんですと。

さきの議会では、市長も謝罪をなされ、議会側もチェック機能の甘さみたいなところでの謝罪もあって、私自身もチェック、やはり甘かったんだろうなと思っていますので、市民のやはり声の代弁者として、チェック機能をしっかり果たすためには提示してほしいというのをずっと言っているんですけども、結局、そこは行政内部の財政の今まで持っている知見、要は、予算額が幾らだったら決算はこのようになるだろうということで、それが計画に収まるので、そこは信じてほしいという、こういうことなのか、改めて伺いたいと思いますし、情報発信の在り方について、実際、市長もいろんな市民の方々の会合の場が減っていると思

いますので、その点について、そういった声が上がっていることについて、どのように感じていらっしゃるかも併せてお伺いして、再々質問とします。よろしくお願いします。

○議長（松ヶ平哲幸君） 中館総務部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 私から、決算の見通し等についてお答えいたします。

今回の計画の中で経常収支比率、それから、実質公債費比率を目標数値として掲げました。これは実質的な財政負担の指標として、目標値として掲げるべきだという考え方でありまして、

その数値の積算の根拠といたしましては、例えば交付税の算出の基となる基準財政収入額等が幾らになるのかと、こういったことが算定の基礎となるということでありまして、そういったものも推計しながら、まず計画段階で数値目標を掲げました。

これは全て積み上げた数字ではありませんが、今回、取組の効果が出れば、この程度の数字は達成できるという見込みで計画上位置づけているものであります。

そこで、具体的に、では令和3年度の数値がどうなるかといったものを検証する場合には、最終的にはですけれども、当初予算では例えば留保財源として見込んでいたもの、補正予算で新たに追加計上するもの、こういったものを全て加味した上で、決算が終わった後に、そういった数値を実質的な負担ということで全部積み上げて、以前もお話ししましたけれども、大体1か月ぐらいの時間をかけて算出しているというのが現状であります。

そういった意味では、予算段階で、計画上も位置づけてますので、積み上げはできないんだけれども、これぐらいかなという数字は出せないのかと言われると、出せないことはないと思うんですが、果たして、では、その根拠はどのように算出したのかという部分については、計画策定段階とそう大きな差がないと、取組の効果は計画どおり達成できる見込みで、おおむね、それによって計画数値が達成できるだろうという見通しの基に予算を計上しているということでありまして、仮にその作業を予算審議に間に合わせるように数字を積み上げるというのは、現実問題として難しいということと、計画段階とあまり変わっていない、根拠に乏しい数値を予算審議の際に積み上げたような形で御説明するというのは非常に難しいということで、計画段階の検証は、その数字が出てから具体的にお示しするというところで、我々としてはその実効性を担保していきたいという考え方で今はいるということでございます。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君） まず、まちづくり総合計画によりまして、先ほど副市長が答弁いたしましたように、市民自治、市民参画、市民参加、それと情報の共有ということについては、しっかりとりたい、それを基本として今日まで行政執行もさせてきていただいております。

例えば市民の皆さん方の相当なる御負担をいただくということで、一般家庭ごみの有料化なんかについては、それぞれの地域で徹底した議論を行いながら、議会でも修正動議も発せられて、これを全庁的に全市民にも周知をしながら決めてきたと、こういったこともございま

す。

それと、今回の市民の痛みの関係なんでありますけれども、例えば全ての市民の負担をいただくような、例えば市税の引上げだとか、こういったことについては踏み込んでごさいません。できるだけ経費を節減をしながら市民の負担についてはとにかく抑えるということが基本でございまして、そういった意味では、そういった情報を、私が行って市民の方にお伝えをしているようなことはごさいません。

ただ、各種団体の補助金だとか、関係する皆さん方については、各団体の皆さん方との情報共有、話し合いも来て、ここに進んでいるのが現状であります。

それと議会で議決をいただいた暁には、今もホームページで一定程度出してはいるのでありますが、もう少し分かりやすく、今回のいろんな改善すべき問題なんかについて、ホームページなどを通して市民の皆さん方にもしっかりとお伝えをいたしますし、あわせて、士別広報なんかでも使いながらお知らせをしていくと、このように考えています。

実は、私が市長に就任をさせていただいたのは平成21年です。そのときには4年間の同じような計画がもたれてきましたけれども、私もそのとき議員としていましたけれども、今回のように相当お互いが議論をし合っているような、そういうことはごさいませんでした。

実行計画というのは、少なくとも議会の承認を得ながら、そして、また職員の人件費の引下げなんかも行いながら4年間実施してきたわけであって、議会での指摘というよりも、いろいろ提言をさせていただいたことを覚えているところであります。

ちょうどそのときに、留萌市が士別市と同じように病院問題が大変でありました。留萌には高橋さんという私と同期の市長がいて、この方は道議会でも有力な方でごさいまして、そして、留萌市長に転身された方でありましてけれども、そのとき、留萌市が30億円を超える病院の経営について、財政が悪化して大変な赤字に陥ってきたということで、どういったことを7年間やったかといいますと、職員の人件費20%、7年間削減です。議員の皆さん方については自主的に15%を7年間報酬削減です。議員定数はそのとき14人です。

そして、市民にはどういうことを言ったかという、いろんな補助金関係についても引下げをしたと。徹底して市民と議論をして市税も一気に引き上げた、それで7年間で財政状況を乗り切ったと、ここまで実はやった姿を、私ども会うものでありますから、そういうことを見てきました。

確かに、士別も厳しいのは厳しいのでありますが、そこまでの市民負担を求めるような状況じゃなくて、何とかみんなで頑張って経費を削減をして、人口も先般申し上げたとおり、平成17年に合併して、朝日町と士別市と15年で5,000人人口が減った、身の丈に合った行政にしなければならないということで徹底したいろんな体質改善を行っていくと、こういうことであります。

ですから、市民のいろんな痛みの伴うことについては、もちろん、私も当然行って説明しなければならないものではあります。一気に市民負担を上げるようなことには考えてごさい

ませんので、そういったことで議会で議決をいただいたら、しっかり市民に情報を共有して、例えば開館時間の変更なんかについても決定いただいたならば、しっかりお知らせをしながら、共に情報を共有しながら進めていきたいと、このように考えています。

○議長（松ヶ平哲幸君） 西川議員。

○6番（西川 剛君） 次は、除排雪について伺います。

いや、今シーズンの雪にはまいったと、間もなく雪解けでありますけれども、道路には、まだ高く雪が積まれております。今年の雪に関する市民の率直な感想です。

過去5か年の平均を上回る降雪、積雪に加え、2月中の暖気に引き続く大雪、ふだんであれば、天気相手だからしょうがないとなる所でありまして、今年の冬、市民の口にするのは、財政健全化実行計画を実施せざるを得ない市の財政の厳しさを理由に、市にお金がないから、このような作業水準なのかという不満やこの先の冬もこのような状況が続くのかと、心配の声も多いです。

今シーズンの冬、毎朝の除雪や道路排雪によって、冬の市民生活の安全・安心に御尽力をいただいております関係者への感謝を申し上げるとともに、春に向けまして、引き続きの安全作業を御祈念申し上げまして、冬の市民生活の最大の関心事である除排雪の実態について伺いたいと思います。

令和2年度からは除雪対策、この費用は当初予算化されず、また、ただいま審議をしております令和3年度当初予算にも提案されていないことは承知の上で、除排雪費用と財政健全化実行計画との関係を確認したく、まずは令和2年度、今年度の除雪対策費予算について伺います。

今年度の除雪対策費は、昨年9月の補正で5億1,865万円が予算措置されています。前年度からの比較ではマイナス3,000万円ということで、提案時には、路線延長や堆雪場の再構築や可能な限りの見直しを行ったとされており、繰り返しになりますけれども、前年度であります令和元年度予算5億4,984万円に対して、3,000万円の減額となっています。

一方で、先ほども質問いたしております、昨年10月に初めて説明のありました財政健全化実行計画において、令和2年度の歳出抑制効果額3,000万円記載がありますけれども、これは除雪対策費の見直し分とお聞きをしております。

今、審議をしております令和3年度から実施をする計画に前倒して、令和2年度の除雪対策費の予算減額分が効果額として記載されている理由、また除雪対策予算は、過去の降雪状況によって執行額に応じた見直しというのが基本だろうと私は思うんですけれども、今回、これがこの予算減額が効果額と同じであるということは、これ除雪路線の見直し等々も、前年度予算費の3,000万円の減額は全額、これは健全化計画による効果額ということで理解すればいいのでしょうか、お知らせください。

次に、市街地の排雪作業について伺います。今シーズンのダンプ排雪作業は、年前12月中には3日間、年明けは1月12日から作業が始まっていると伺っております。



冒頭申し上げたとおり、今年の雪の多さから作業も御苦勞されていると思いますけれども、今シーズン、2月末になっても一度も排雪作業が行われていないという地域、一方で既に複数回実施された場所もあって、今シーズンにおいては、様々な不満な声が施設維持センター等にはたくさん届いているのではないかと思います。

逆に、排雪作業については、当然ながらこの地域で毎年行われておりますので、知っているつもりでもありますけれども、逆に知らないこともたくさんあるのではないかと思いますので、その点、改めて市街地の排雪作業について教えてください。

排雪作業を始める基準は、また、その判断はどのように行っているのか。作業はどのような体制で行っているのか。作業を行う地域の順番はどうなっているのか。何度も排雪作業が行われる地域があるのはなぜなのか。例えば平年並みの降雪、積雪なら、市街地を一巡するのにどれぐらいの日数がかかるものなのか。平年以上の降雪、積雪、今年度のように、その雪の量が多かった場合、予算超過が見込まれるときの対応はどうか、概要について教えてください。

その上で、今シーズン、今年度の排雪作業の実施状況と予算執行見込みをお知らせください。

最後に、除雪の出動基準と同様に、例えば積雪量などを用いて、排雪作業開始の目安を市民と共有することはできないかという点について伺います。

除雪作業については、午前3時の時点で10センチの降雪があれば出動するという基準が示されております。当然、この値は計測地点の降雪量であることから、風の影響などによって、市街地の各地域においてはイコールではありません。

しかしながら、この基準は一定市民には浸透しておりまして、雪が多く降った朝、家の前を見たら、除雪車が来なければ、ああ、この雪は今朝3時以降に多く降ったんだと、明日は来るだろうとなるんです。

一方で、今伺っています排雪作業の開始については、これは答弁で基準を教えてくださいのかもしれないので、仮定になってすみませんけれども、この基準が、実はもう皆さん知らないというか、あるのかないのかも含めて知らないものですから、当然、市民も認識をしておりません。

行政から頂いたデータで、過去の降雪量、積雪量の集計、また、土別地区市道排雪業務の実績データを頂きました。平成27年度からの数字を頂いています。

過去5年平均の排雪作業は、12月中には6日間実施をしており、市街地一巡の作業開始、市街を1回目入るよというのは、大体平均すると1月8日からとなっております、そのときの積雪量の平均は12月段階で54センチ、1月8日で74.8センチとなっております。

これに対しまして今年度の作業、頂いている数字でいきますと、12月で3日間の作業が実施されているようです。その際の積雪量は64センチ、そして年明け、いわゆる市街地一巡の作業のスタートでありました1月12日の段階では、95センチと積雪量がなっておりまして、市街地一巡の排雪作業が開始された時点の積雪量、過去5年平均に対して20センチ高くなって

いたということです。この数字からも、結果、年明けすぐには、いつになったらこの排雪作業を始まるのかという不満の声、これにもつながったのではないかなと思っています。

もちろん、積雪量の数値と市街地地域のこの堆雪の状況については、道路の幅員でありますとか、住宅の立地など、様々な状況で一概には言えないと思いますけれども、これも過去の知見を示すとおり、これだけ市がずっとホームページで公開しておりますから、これだけ雪が積もれば、積雪量がこれだけになれば市街地の道路の堆雪状況はこのようになり、幅員もこれぐらいになり、結果、安全な通行に支障が出るという関係はあるのではないかと思います。

さらに、作業にかかる準備時間の関係から実際に作業が開始されるまでのタイムラグもあるでしょうが、ここは市街地一巡の排雪作業については、積雪量は何センチとなれば作業を開始する目安であるということも設けて、市民に周知することができないか、この点を伺いまして、この質問を終わります。

○議長（松ヶ平哲幸君） 輿水施設維持センター所長。

○施設維持センター所長（輿水賢治君） お答えいたします。

まず、令和3年度から実施する健全化計画に前倒して、令和2年度減額分がなぜ効果額として記載されているか、それと、令和元年度予算費3,000万円減額は全額健全化効果ということでしょうかという質問に対してであります。

まず、令和2年度予算の現年度対比3,000万円減額につきましては、以前から懸案のありました市道排雪の堆雪場を北海道所有地から防災ステーション隣接の士別市所有地へ移設することにより、経費で約850万円、それから、除雪路線を見直しまして、延長を約8キロ短縮したことによりまして、800万円、農村地域の拡幅業務の時間見直しにより300万円、それから、過去5か年の実績に基づく排雪台数の減により600万円、それから、除雪関係車両を、これ除雪関係のパトロール車ですとか、作業車ですとか、そういったものを購入しております。その償還が令和元年度で終了しまして、その分で450万円、合計約3,000万円の減になったところであります。

この取組につきましては、効果額として記載されてはいますが、令和2年度当初より取り組んでまいりました業務の見直しによる経費の削減、経費の減ということで積算した額であります。

それから、排雪作業を始める基準と判断についてであります。排雪作業開始の判断としましては、日々のパトロールにより状況を把握の上、幹線道路については車両が安全に交差できることを目指しまして、生活道路につきましては、もともとの道路幅員により対向する車両が譲り合って通行する場合も考慮しながら排雪の開始を判断しているところであります。

それから、排雪作業の体制についてであります。排雪作業の体制につきましては、ロータリー1台、それから、ドーザー2台、グレーダー1台、ダンプおおむね14台と誘導員の体制によって運搬作業を行っております。積雪が急増する状況になった場合につきましては、もう1班

体制を追加編成し対応しているところであります。

それから、排雪作業を行う地域の順番についてであります。優先としましては、救急医療を担当する市立病院の周辺、それから、児童・生徒の通学路の確保を行った後、市街地の幹線道路の幅員を確保し、幹線道路に接続していく生活道路の排雪を順次実施している状況であります。

それから、何度も排雪作業が行われる地域があるのはなぜかではありますが、排雪回数の違いにつきましては、今の優先順位の高い道路のほか、排雪ダンプの堆雪場までの運搬経路に伴いまして、幹線道路について、回数が多くなる場合、そういった場合がございます。

また、本年度は多くは中止となったところではありますが、冬季のイベント開催、こういったところについても周辺の拡幅を行う場合というのがございます。

それから、市街地を一巡するのに、平年並みの降積雪で日数どれぐらいかかるのかという質問でございますが、平年並みの降積雪であれば、12月下旬から作業を開始しまして、おおむね28日で一巡することの形となっております。

それから、予算超過が想定される場合の対応についてということではありますが、まずは除雪対策事業費内での対応となりますが、降雪状況により大雪が続くような事態においては、補正予算も検討することも想定しております。

今年度の排雪の実施状況と予算執行見込みについてであります。昨年12月は、道路の幅員がある程度確保されていると判断をいたしまして、議員御説明のとおり、年末3日間での排雪の実施となったところであります。

また、年明け1月につきましては、受託業者との協議にもより、運搬排雪ダンプが確保できる12日からの開始となったところであります。

ただ、2月中旬には暖気による降雨とその後の暴風雪によりまして、排雪作業が非常に危険な状況でありましたので、排雪作業を中止しまして、それから除雪作業、吹きだまりによる拡幅の狭くなった農村地域の拡幅作業を、これを優先することになりましたので、予定よりも遅れて市内一巡完了が2月27日となったところであります。そして、3月に入りまして、現在は2巡目の排雪作業に入っているところであります。

予算執行見込みにつきましては、今後の排雪業務実績にもよりますが、現行予算の事業費内で収まるものと考えております。

それから、市街地一巡の排雪作業について、積雪何センチで始めるという目安基準、これが設けられないかという質問であります。施設維持センターにおきましては、毎日、降雪、積雪のデータ、これを把握しておりますが、降雪量と路肩の積雪量について、これ関係性は非常に強いものと考えられます。ただ、除雪の出動回数、それから気温、風向き、風速など、ほかの気象状況の影響下、基準を一律に設定するものは難しいものと考えております。

地域によっては、議員御説明のとおり、住宅の立地、この状況もありますし、また除雪に伴う雪の堆積スペース、こういったところにもより、道路の幅員状況、それぞれ道路の幅員状況

が変わってくる部分もあります。ですから、基準を一律に設定するのは非常に難しいものだと考えております。

この基準を市民へ周知できないかという御質問であります。排雪に着手する目安、設定、周知すること、これは困難ではありますが、今後については、市民の皆様方に向けて排雪の開始、進捗状況、そういったものを除排雪業務に関するお願いとともに、速やかに市のホームページで周知し、市民の理解と協力を得ていきたいと考えております。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 西川議員。

○6番（西川 剛君） 再確認で、答弁いただきました除雪費の見直しについては、健全化とは別でいろいろとやってきた課題解決もあってということでもありますので、これは健全化計画にしたら、逆に言えば、3,000万円と書いてあるというのは、これは誤りということで、そういう理解でよろしいですか。その確認を一つしたいと思います。

それから、頂いた部分で、作業については、このような作業をやっていますよということについては、今おおむね理解をしました。

ただ、一つやはり、逆に頂いた形で思いますのは、ある程度、やはり年間の排雪作業、市街地だけを特化して聞いておりますけれども、市街地においては、やはり、こういうような作業が優先道路は当然あって、学校周辺があってと、今、優先道路のお話もあったので、ある程度、骨格作業が決まっているのかなという理解だとすれば、あとはそれをいつから始めるのかということだと思いますので、ちょっと予算内で収まるというところが、この大雪でそうなんだろうかということにも、過去の数字をもらえば、平成29年度については、当然多くの額がいつているみたいなことの実績もいただいている中で、今年このような中でも、ああ、予算内で収まるんだということできくと、予算積算が上手にできたのかどうかというところを、ちょっと皮肉も言いたくなるんですけども、改めて、その骨格作業が決まっているのであれば、そのスタート時点について、どのような考え方だということ、何センチとは言わないにしても、どのような状況になったらということ、やはり市民にこれも情報共有の部分につながりますけれども、先ほどの除雪の例のように、このような基準でありますと言え、一定程度、ああ、そういうことなんだという理解も得られるんですけども、何も分からないままで、いつ来るとも分からないものをただただ待っているというのは、市民生活、特にやはり冬、雪が多い年には大変だと思いますので、いろんな事情で作業が変わるというのは、全然もうそれはしようがないですと理解しますので、土別の冬の安全・安心、排雪作業はこのような形でやっているんだということ、ぜひ市民の皆さんと共有できるように、センチが言えない、スタートのどういう状況になったらということ、これもやはり検討できないか、発信できないかということ、改めて伺いたいと思いますので、2点お願いします。

○議長（松ヶ平哲幸君） 丸課長。

○財政課長（丸 徹也君） 再質問にお答えいたします。

まずは私のほうからは、今回の令和2年度の3,000万円の除雪経費の見直し、これについての考え方ですけれども、この除雪対策経費の部分については、当然、財政健全化実行計画で求めています、この体質の改善という部分に関連しまして、除雪体制、あるいは、その方法、そういったものを見直しをいかにできるかということで、この間、協議いただいて、その内容としては、先ほど御答弁申し上げた内容で3,000万円の効果を令和2年度に上げたということになっております。

また、この部分の効果については、令和3年度以降も、当然この効果については見込んでいくところがございますし、また、除雪対策経費については、さらに改善できる部分については改善していくという考え方を持っておりますので、そういった部分で、私どもとしては、この財政健全化実行計画の部分について、除雪対策経費については見直しの一環として考えているところがございます。

以上でございます。

○議長（松ヶ平哲幸君） 輿水所長。

○施設維持センター所長（輿水賢治君） 再質問にお答えいたします。

排雪作業のスタートのこの周知、基準についてであります。やはり議員のほうからも御説明がありましたとおり、何センチでスタートというのは、やはり維持センターとしても非常に厳しい部分でございます。

それで、やはり日々のパトロール、これによって道路の幅員を確保、道路の幅員を確認しながら、幹線道路については、やはり車両が安全に交差できることを目的とします。そして、幹線道路につながる生活道路については、対向する車両、譲り合っていただくことも想定しながら排雪というものを開始していきたいということをホームページのほうで周知していけたらなと考えております。

○議長（松ヶ平哲幸君） 西川議員。

○6番（西川 剛君） 再々質問をします。

まず、財政健全化の部分について今いただいた部分で、これは健全化の効果額に資したのだということと言われて、私、実は答弁を求めたのは、逆の質問をしたつもりだったんです。

冬の安全・安心に係る経費なので、財政健全化によって削減したということが、これが計画によるものだと言われてしまうと、この先の大雪に対してどうなるんだということが市民の不安なので、逆にこの計画に載っていないほうがいいなと思って質問したんです。要は、当然ながら安全・安心、通行の支障に資さないような環境整備のために係る経費なので、当然ながら天候相手なので、その点については、健全化計画分は幾らあったけれども、それ以外の部分は過去の実績、予算執行に応じて入っているんです。だから、3,000万円全部じゃないんですという答弁をいただけると思って、質問をしたんですけれども、逆なので大きな不安になります。修正があれば、ぜひお願いします。

冬の生活の安全・安心のための計画なので、健全化による見直し、ここは上限であるということではないということをしていただければと思います。

それから、所長からいただきましたルール、パトロールした基準については、実は、私、これ聞いているんですけども、その理由、本当にパトロールによって、お互いが譲り合ってもなお交差できないような道路状況になったら排雪を考えますと聞こえるので、それは基準ではないでしょうと、それは出動基準ではなくて、道路としてのもう最低基準じゃないですかと。だから、そうじゃない目安をぜひつくってほしいと申し上げています。譲り合ってもなお通れない道路、では、どうするんですか、救急車、火事があったときの消防車、譲るんですか。譲り合ってもなお通れないんですよ。

だから、それは、私は道路としての機能としての最低限だと。それを頑張って、パトロールして、この状態まで我慢できると捉えられたら、それは市民は理解できませんよと。だから、目安というものを設けるべきではないかと伺っております。

いかがでしょう。2点、再々質問とします。

○議長（松ヶ平哲幸君） 千葉建設水道部長。

○建設水道部長（千葉靖紀君） まずは、その道路の安全の確保という部分の中で、これは土別市については、夏場、道路も広い、そして直線ということの中で通りやすく、歩きやすいという状況がまず一つ前提でございます。

そして、この地域特有のやはり積雪寒冷という中で、降ったときにつきましては、道路状況が悪化する、そして、それが続けば、幅員がやはり減少してしまう、その中でいけば、除雪により路肩に雪が積み上がる、そして、幅員が狭くなるという状況がございます。これは夏場と比較しますと、歩く者、それから、運転する者、かなりプレッシャーといいますか、ストレスが高いという状況は、まず、これでございます。

その中で、先ほどからちょっと御答弁させていただいておりますけれども、冬場、ちょっと幅が狭くなってきたときに、申し訳ないですけれども、車両同士、譲り合ってください。そして、その車両が通れなく、交互通行ができなくなった場合、その辺を維持センターのほうで日々パトロールしまして、ここを排雪しましょう、それから着手しましょうという判断に立って、今まで着手についてきたというのを一つ御理解いただきたいと思います。

そして、2点目ですけれども、効果額という部分の中で、特に懸案でありました排雪の堆積場につきましては、これは担当のほうから懸案でありまして、去年、この大綱質疑の中でも健全化についてはいろんなお話がされていまして。それを踏まえて4月当初から何かできること、それから、懸案で抱えているところを担当者がいろいろ検討し、創意工夫をし、そして、それらのボトムアップとして、効果額として、これができるんじゃないかということの中の経費削減として取り組んできたということでの御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 西川議員。

○6番（西川 剛君） 3点目は、学校におけるコロナ対策について伺います。

新型コロナウイルス感染症の国内感染確認から1年以上が経過しました。市民、事業者による感染防止によりまして、本市における感染確認状況は、市の施設で感染のある御本人の同意を得て公表した事例では3件、6人、うち2件は中学校へ勤務の教職員であったため、感染確認後の臨時休業措置や学校内における濃厚接触者等の検査が行われ、いずれの場合も接触者への感染は確認されなかったということで、学校の再開がされており、本市においては、学校内での感染拡大とならなかったこと、この点については、まず安堵をしております。

2月26日、文部科学省が発表した、昨年6月から今年1月末までにおける児童・生徒、教職員などの学校関係者全体の感染状況の報告というものが出されていまして、これによりまして、小・中・高、特別支援学校における児童・生徒の感染者数は1万2,107人、教職員では1,586人、また、児童・生徒の感染1万2,107人のうち、感染経路が学校内であったもの、小学校では4%、中学校で8%、高等学校25%、特別支援学校では9%となっておりまして、さらに、同一学校で複数の感染者が確認された事例では、全国で1,087校であったという報告でありました。

ただいま申し上げたとおり、本市の学校がこの中に入っていないということについては、教育委員会をはじめ、学校教職員のこれまでの対応、また、児童・生徒、保護者の御理解によるものだと思いますので、ゼロコロナの実現まで引き続きの御努力を切に望むところであります。

そこで、まず確認をしたいのは、陽性者確認後の接触者等に対する検査の概要についてです。本市においては、3施設における感染者確認後、接触者等の検査が行われ、2学校においては、いずれも陽性者は確認されなかったということでしたが、この検査については、どこからかの指導をいただいて、また助言があって実施されたものなののでしょうか。検査の回数、頻度など、どのような基準で行われたのか、お聞きしたいと思います。

コロナウイルスの感染症による症状、この時間経過など、これまで得られております知見でいけば、ウイルスのばく露、ウイルスを浴びて感染してから発症までは、大体平均で5日と言われておりまして、その発症日の2日前から他者への感染可能性があるというふうに言われています。

ですから、いわゆる他者への感染可能性のある部分で、早期発見ができるかどうかというのがポイントだと思いますし、この間の医療機関や福祉施設等におけるクラスターの原因としては、初期段階の検査回数の不足によって感染見逃しがあったとも言われております。この点、事例ということですので、本市ではどのような考えで対応されているのか、お知らせください。

次に、風邪等の症状があった場合の自宅休養について伺います。

さきに村上議員の質問でもありましたけれども、子供たちは毎朝家庭で検温を行い、その結果と合わせて、同居家族の健康状態を記入した用紙を持参し登校しております。これは学校にウイルスを持ち込ませないための毎日の取組として行っております。

学校の新しい生活様式としてのルールでは、例えば児童・生徒本人に発熱、せき、喉の痛みなど、風邪症状がある場合や同居家族に同様の症状がある場合は登校せず、症状が消失するまで自宅で休養することとなっており、その際は、欠席ではなくて出席停止の扱いとなっております。また、登校させていいか保護者が迷った場合は、学校に相談することとなっております。

このルールによって、私自身が体験しました事例を紹介させていただきます。

小学校3年生の娘と小学校1年生の息子の話をさせていただきます。3学期が始まりまして月曜日の朝、日曜日、前日から喉の痛みとせきがあった息子、月曜日の朝、熱はありませんでしたし、学校に行けばマスクもずっと着用しておりますので、行かせてもいいかなと親としては思った反面、ただいま申し上げた新しい生活様式ルールでは、症状も程度で判断する基準は分かりませんでしたし、このような状態で学校に送り出したと、いろいろと後から言われても困るなという思いもありまして、息子を欠席させることといたしました。

今のルールに伴って、併せて上の娘も欠席をさせました。火曜日、水曜日、息子の喉の痛みは残っていたのでありますけれども、平熱でありましたので、喉の痛みがあるということで学校を休ませました。娘の体調は引き続き健康そのものでありましたが、同居家族ということで引き続き欠席をさせています。

4日目、木曜日の朝、学校から、これは娘の担任から御助言いただいたんですけれども、休みが長期になっていますので、登校するためには医師の診断が必要と言われて市立病院を受診しました。受診したのは息子です。下の子です。

病院では、札幌の往来歴の確認と、診察によって喉の風邪、診断名をあえてつけるのであれば上気道炎ということで、学校側がオーケーするならいつからでも登校してよいと言われて病院から帰ってまいりました。その結果を学校に伝え、結果、木曜日のお昼前から2人、学校に登校させることができました。

困ったなと思いましたが、欠席の判断、これもさることながらですけれども、今、申し上げたとおり、一度休ませてしまうと、再び登校させるための手続が不明確だなと思いましたが。コロナ感染の疑いということで、学校にコロナを持ち込ませないための対応ということで理解をしておりますので、風邪症状、これを判断の基準としているため、休ませるときは判断できるんです、親も。熱、せき、喉の痛みということでできるんですけれども、結果、コロナではないということが証明できないものですから、欠席が長期に及んでしまいました。

また、軽度の風邪症状であっても、これは学校側にお伝えしても学校では判断できないため、私の事例のように結果は病院受診ということになりました。

出席に関するこれらの取扱いについては、コロナが収束するまで、引き続き、これからも長期にわたると思いますので、この出席停止を排除できる仕組みを検討する必要があるのではないかと、私が申し上げた自らの経験から必要性について感じております。

最近はウイルスの有無を調べてくれる民間PCR検査が広がっておりまして、購入キットによる郵送による唾液PCR検査も廉価になっています。



そこで欠席した児童・生徒の家庭においては、自らこの郵送唾液PCR検査等を実施してもらって、その結果によって出席停止を解除する、こういう仕組みが、今回の、今の取扱いの中に盛り込めないものでしょうか。

それに加えて、当然、安くなっているとはいえ、数千円かかる費用でありますので、この費用負担を抑えるため、この検査キットを学校からお休みした子供の家庭に配布すると、これで結果、大丈夫だったら学校へ出てきていいよという、こういった仕組みができないか、検討できないかということをお願いしたいと思います。

ワクチン接種が始まって市内ではどのような状況になるか、この先、なかなか不透明な部分がありますけれども、いずれにせよ、このワクチン接種が感染抑制へということで大いに期待するところでありまして、御承知のとおり、16歳未満、中学生までは、このワクチンについては接種対象外であります。

現在の道内でも確認されております変異株等々については、子供たちへの感染力は強まっているのじゃないかという知見を申し上げていただける方もいるということで、子供たちをウイルスから守る各家庭における対策というのは、もうこれ引き続き当然でありますけれども、この学校を感染経路にしない、そのためにも学校内にウイルスを持ち込ませない取組については、引き続き重要だと思います。

だからこそ、風邪等の症状がある場合には登校させない、これをしっかり徹底してもらう、その入りの徹底と合わせて、この出口であります出席停止解除基準、これを明確にするための方法として、申し上げておりますPCR検査等の実施による出席停止解除、これができないか実施検討を求めまして、この質問を終わります。

○議長（松ヶ平哲幸君） 須藤学校教育課長。

○学校教育課長（須藤友章君） お答えいたします。

学校におけるコロナ対策ということでございますが、まず初めに、接触者等の検査に対する指導、助言、また、どのような基準で行ったかということでございます。

これにつきましては、感染者が発生した際の対応ということで、保健所の指示、確認の下、検査等を行っているところです。これにつきましては、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生マニュアル、こちらのほうでも都道府県の衛生主管部局、管轄の保健所と連携することとされているためでございます。

次に、陽性確認後の対応です。これにつきましては、もし感染が判明した場合、これは医療機関、もしくは保健所から感染者の方本人に直接連絡が入ることになりますが、その場合、速やかに学校長等への報告、その後、教育委員会へは学校長からの連絡、そのような仕組みになっております。

その後、感染者の行動履歴等のヒアリング、また、校内の施設ですとか、体制の確認、接触がありました教職員、また生徒へのPCR検査など、これらについては保健所が行いますので、調査等に必要な期間について臨時休業としたところです。

PCR検査の結果ですが、感染者以外の教職員、生徒など、新たな陽性者というのはおりませんでしたが、同じ教室で給食を食べていたなどの理由から保健所のほうで濃厚接触者に当たると判断した教職員、生徒については、2週間の自宅待機となりました。

濃厚接触者となりました教職員、生徒につきましては、自宅待機期間中、毎日、体調確認を行い、その結果を保健所に報告しているところです。濃厚接触者となった教職員、生徒全員が体調を崩すことなく自宅待機期間を終えました。そのため、保健所の確認の下、学校に出勤、登校しているところです。

なお、感染者となった教職員については、濃厚接触者の自宅待機期間、これが終了した後、さらなる経過期間を経て健康状態の確認をしてから出勤をしているところです。

次に、風邪症状の児童・生徒の再び登校できる基準はということでございます。

先ほど議員がおっしゃられた出席停止の措置を取るべきとされているところですが、それ以外に児童・生徒の感染が判明した場合、また、感染者の濃厚接触者に特定された場合、そのような場合については、学校の新しい生活様式の中でも出席停止の措置を取るとされているところです。

出席停止解除の基準についてですが、本市においては先進事例を参考にし、保健衛生機関の見解も踏まえ、取扱いを決めているところです。医療機関を受診し、医師から登校可能との判断がされた、コロナウイルスによる症状ではないとされていた場合については、出席停止を終了になるということになります。

ただし、やむを得ず医療機関を受診できなかった場合、解熱剤などを使用せず快癒、熱が下がったとした場合に、熱が下がってすぐに登校するのではなく、翌日は経過観察ということで体調を見ていただいて、その翌日からまた体調が悪化していなければ、登校していただくということになっております。

次に、民間のPCR検査についてです。現在、複数の業者が取り扱っているところですが、業者によりましては、検査日を事前に指定しなければならない場合もありまして、希望する日にすぐに検査ができないという可能性もあるかと思えます。

また、検体を業者に送付し結果が出るまでという期間も数日要するような場合もございます。結果として、感染リスクが低いという結果が出た場合でも、出席停止の解除までちょっと時間といたしますか、結果が来るまでのタイムラグが生じることが想定されます。

学校のほうからキットを配布してはということの御提言ですけれども、実施するには、どのような状況のときに配布の対象とするか、また、1人当たり何回までできるようにするか、それらの配布するための基準というものも定めなければならないかと思えます。

現段階では、先ほど申し上げましたとおり、風邪等の症状が見られた場合、医療機関を受診していただき、医師の診察の下、各種検査を行っていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 西川議員。

○6番（西川 剛君） 難しいということだと思っんですけども、一つ目の濃厚接触者等の自宅待機の部分についても、実はこれ僕はここにも使えるんだと思っんですけども、今、お聞きしますと、給食で一緒にいたからということで、PCR検査で感染ばく露から、本来でいけば、体内でウイルス量があるかないか分からない時期に、1回、PCR検査をして陰性、ただ、ここは今申し上げたとおり、当然ながら本当にかかっていたら大体発症するまでに5日ということなので、タイムラグがあるので、検査は速やかにやったんですけども、体内にまだウイルスが高まっていないときの検査なので、恐らく引き続き自宅待機してねと、2週間。これいろんなところでそういう基準になっていると思っんですけども、結局、この部分を頻回でできれば、取りあえず、いないんだということが分かる。例えば自宅待機も早期に解除できるのではないかとというのが一つ。

それで、プラス、今回改めてこのPCR検査について申し上げますのは、最終日の補正の中で、市が介護福祉、介護事業所や障害事業、それから、子供に関わるところの職員に対する検査をする。この積算の中には当然今言われたような、恐らく、これソフトバンク系のものの2,000円のPCR検査のことをおっしゃっていると思っんですけども、いわゆる、民間郵送唾液PCRを支援対象としたということと、市が関わって、これを使ってやろうとしているというタイミングもあって、市の助成によって対象とする検査であれば、当然、この仕組み自体は取り入れることは可能だろうということで聞いていると思っんですけども、大体、私もいろんなカタログなんかを見ていると、4,000円ぐらいで唾液PCRのキットというのが、これは事前登録ではなくて、もうキットを買って送って翌日メールでみたいなことが、私自身が実際やっていないので本当かどうかは申し訳ないと思っんですけども、このようなことを、例えば各家庭にいつ渡したらいいのか分からない。風邪症状があるので休んだ家庭に1個配ればいいんじゃないですかと思います。

いつやればいいんですかといったら、そろそろ大丈夫かなと思って学校へ行かせてもいいかなと思ったときに、これで検査してもらって、この数値が大丈夫だったらいいですよと言ってあげたらいいかなと思っんですけども。

お金の面でいけば、4,000円で100個買ったなら40万円です、1,000個買って400万円、教育委員会、学校でもって休んだ児童・生徒の家に渡す。いかがでしょう。検討を求めて再質問を終わります。

○議長（松ヶ平哲幸君） 鴻野生涯学習部長。

○生涯学習部長（鴻野弘志君） 再質問にお答えいたします。

まず、検査を頻回にということでございます。これにつきましては、なかなかいろいろな有効性とか、その辺りについて、我々も自ら決めるということも難しいということもあります。そういった意味では、今後の推移等も見て、考えていかなければならないと思っております。

次に、今回、学校教職員に対しての検査ということで、今、お諮りをしていくことになる

と思うんでありますが、このことについて児童の判定ということになりますと、例えば学校教職員につきましては、基本的には健康であるということの裏づけの意味合いということになります。

しかし、これを児童・生徒のいわゆる健康状態の判定ということで、そのPCR検査をということになると、少しそのPCR検査に対する考え方も違うかなとも考えているところがあります。

そこで、では、どういうふうに判断をすればという、まさにその議員の御質問に対してでございますが、実は、文科省から示されているマニュアルに関しては、この部分というのが非常に曖昧でありまして、症状がなくなるまでは自宅休養、この一言しかないようなのが現実でございます。

そこで、本市教育委員会としましては、昨年12月段階で、学校における新型コロナウイルス感染症に係る対策として、先進事例等も参考にしながら、本市独自で決めているマニュアルがございます。

その中で、先ほど課長のほうから答弁申し上げましたとおり、基本的には、やはり医師の判断、これがやはり重要だと思っております。ただし、やむを得ず医療機関を受診できなかった場合、これに関しては解熱剤など薬を服用せずに快癒をすれば、快癒日の翌日は経過観察として、その翌日から登校をすると、実は我々としては判断基準を設けているところでございます。

これらに関して、教育委員会、あるいは学校と情報共有されているというところでありまして、状況によっては、学校から保護者の皆さんに、この部分がどのような伝わり方をしているのかということも、少し我々も検討をしなければいけないと思っております。現段階では、このような基準で判断をしまいたいというのが我々の見解でございます。

今、申し上げたこのマニュアルについては、我々も検討を重ねてきているところではございまして、先ほど、私、昨年の12月と申し上げましたが、策定そのものは昨年の11月段階でございまして、その後、改定をしてきているということでございます。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 以上で、西川議員の質疑を終了いたします。

まだ大綱質疑が続いておりますが、ここで昼食を含め午後1時30分まで休憩いたします。

---

(午前 11時48分休憩)

(午後 1時30分再開)

---

○議長（松ヶ平哲幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

大綱質疑を続行いたします。

2番 真保 誠議員。

○2番（真保 誠君） 通告に従いまして、大綱質疑を行います。

まず一つ目の質問としまして、移住定住の政策についてお伺いします。

令和3年第1回定例会初日に市長から市政執行方針が示されました。その中から質問いたします。

まず今回の方針の第3章に、市民の力で未来へ歩むまちづくりとありますが、その中で、移住定住についてであります。

現在、本市創生政略課で担当している移住ナビデスクがまちなか交流プラザに再配置するとあります。

令和3年度本市機構改革に伴い、創生戦略課が廃止になるために窓口機能を移管し、事務局機能を企画課へ移管するとの説明で、新たに移住定住を支援する（仮称）移住定住コーディネーターを選任し、移住希望者などに向けた情報発信や総合相談などを官民協働で行うとされています。

昨日の質問の中で苔口議員と重複する部分もありますけれども、極力それを避けながらやりますが、重複した場合、御了解いただきたいと思います。

そこで事務局機能と窓口機能をそれぞれ官と民に分けて管理運営すると理解しておりますけれども、この理由とメリット、さらに双方の情報等の共有はどうやって行うのか。また、この官と民の役割、活動内容の詳細をお尋ねします。

通常、ナビデスクの内容を充実させるとなれば、特に分業させなくて一元化でやったほうが効率がいいのではないかとということも考えられるんですけども、ここの御説明をお願いします。

加えて、（仮称）移住定住コーディネーターは誰が選任し、どの部署に所属するのか。また情報発信の方法や手段をお示してください。

この移住ナビデスクは、現在、本市ホームページに掲載されておりますけれども、今後はどのような扱いになるか、また、SNSによるPRの今後の展開策も併せてお願いいたします。

以上で一つ目の質問を終了します。

○議長（松ヶ平哲幸君） 瀧上創生戦略課長。

○創生戦略課長（瀧上聡典君） 初めに、交流プラザに移住ナビデスクを再配置するという理由と、そのメリットについてお答えいたします。

まず、まちなか交流プラザなんですけれども、土別を発信する場所と土別に交流をつくるという、こういったコンセプトの下で市民が集い、観光客も訪れるという場所であります。

こういった施設は気軽に足を運べることでとか、多くの情報に触れることができると、こういった特性を生かした中で、やはり移住者ですとか、関係人口の拡大に向けた取組を進めることができるのではないかと、これが1点です。

あわせて、民間のノウハウ、こういった部分を活用した事業の展開ですとか、関係団体と

の連携体制の構築といった部分が期待できるということで、移住ナビデスクの再配置に至ったという理由であります。

次に、この再配置するメリットという部分でいきますと、まず、土日祝日の相談対応、こういった部分が可能であると。移住してくる方というのは、平日、日中仕事している方も多という部分もありますので、土日もこういったところでサポートできれば、すぐく移住に結びつくという部分もあります。

それから、民間のノウハウによりイベント等の展開も検討できると。それから、新たな仕事や交流創出のチャンスもある。最後に、地域おこし協力隊員と連携した事業などの展開ができるという、こういった部分が大きなメリットなのかなと考えています。

次に、情報共有の方法なんですけれども、移住事業、移住に関しましては、やはりきめ細やかな相談体制を構築するという部分が非常に重要となっています。

もちろん、市との連携という部分を図りながら業務を進めていくという考えでありまして、具体的な共有方法としましては、移住相談の状況がどういふふうになっているのか。それから、情報発信という部分も、今後、交流プラザの担当の方がなさっていただくんですけども、そういった部分の内容の確認、それから、空き家・空き地バンク、こちらのほうの状況を確認すると。それから、新たに移住ですとか定住施策の検討会議、こういった部分を共有を図りながらやっていこうという考えであります。

官と民の役割と活動内容です。先ほど分業というお話もありましたけれども、まず、この市の役割としましては、移住定住に関する情報です、あと、国とか道、こういった施策の総合調整、こういった部分はもちろん市が担って、移住ナビデスクの業務が円滑に遂行できるようなバックアップ、こういった部分はもちろん市がやるという考えです。

具体的に市の活動内容という部分になりますけれども、U I J ターン新規就業支援事業、これは道の事業なんですけれども、こういった事業の活用ですとか、国とか北海道の情報を適宜委託先のほうにも伝達する。それから、委託業務の進捗管理、もうこれは当然、委託先は市なので、そういった進捗管理も必要です。

それから、空き家・空き地バンクの制度周知、これは今も市の固定資産税の窓空きの封筒の中に、空き家・空き地バンクの周知を含めて印刷はしていますけれども、そういった部分は市のほうが担うという考えです。

交流プラザのほうは、これは移住相談、それから、真保議員のお話にもありましたSNSですとかホームページ、こういった部分の情報発信、それから、移住者の支援ということで悩み事等の相談という部分もやっていただくと。それから、市と連携した移住定住施策の検討、もう一つが空き家・空き地バンクの相談ですとか登録、それから、ホームページの管理、こういった部分も交流プラザのほうの活動内容の中には入っているところです。

次に、移住定住コーディネーター、仮称ですけれども、こちらの専任の部分なんですけれども、今考えていますのは、市と受託事業者のほうで協議をした中で、受託者、交流プラザ

の職員の中の1名を市が選任して委嘱するという形で考えています。

最後に、情報発信の方法ですとか手段、今後の展開という部分です。

まず、ホームページの取扱いなんですけれども、移住定住のホームページは、昨日、苔口議員の答弁で申し上げましたように、市のホームページのトップページの横にバナーとして掲載しています。これは委託後も引き続き同じような形を取っていくと。同じように、暮らしナビのほうにも、移住定住ホームページというのはもちろん見られるような形になっていますので、こちらも同様の取扱いをしていくと。ですから、委託したとしても、この市のホームページでの取扱いという部分は同じで、あと、その中身の部分は、今度は委託会社のほうのいろんな工夫を凝らした中で充実していくのかなと感じています。

情報発信の方法ですとか、手段、最後になりますけれども、こちらはもちろんホームページですとか、あと広告、こういった部分の活用した情報発信、それから、真保議員のお話にもありましたSNS、こういった部分を展開するんですけれども、今、考えていますのは、移住ナビデスク用のアカウント、こういった部分、SNS用のアカウントを作成して、全国的にPRを進めていきたいと。こういった情報発信のほかにも、移住希望者の効果的なアプローチという部分も合わせて、例えば若者の出会いの場の創出ですとか、そういった部分に取り組んでいきたいと。

移住定住パッケージのそういった情報発信ですとか、新たな施策という部分を組み合わせた中で充実を図っていくという考えであります。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 真保議員。

○2番（真保 誠君） 今、お答えいただきました中からちょっと再質問いたしますけれども、新規就労だとか、実際に今はいろんな業種の方が後を継がれていて、そういった方々を非常に前面に出して、士別の移住定住のPRということも考えてはいかがかということ、まず提案の一つ目と。このPRするに当たって、いろいろホームページ、それからナビについて、いろいろ更新何なりされると思うんですけれども、これは全面的に市がバックアップする、資金的な部分も含めてバックアップされるということなんですか。

昨日、苔口議員からも若干ありましたけれども、非常にSNS、ホームページの中でのPRがちょっと、もうちょっと工夫されて皆さんに分かるようにという話も出てましたけれども、今あったように、実際に移住定住されてる方の声というのを全面的に出していったほうが、非常に全国的に移住定住が、今、探されてる方が、本当に今ここで就農されたり就労されたりしてる方の声を聞くということが一番のPR効果が出るんじゃないかと受け取れます。

加えて、今、先ほども言いましたけれども、いろんな産業、地元の産業の中で、後を継がれてる方だとか、継承してやられている方ということの声もいろいろ伺って、動画で結構ですから、それをぜひ前に出してやっていただきたいということが私の思っているところであります。

これを前面に出すためには、いろんな手法なりがあると思いますけれども、それを委託して、どこかのホームページを立ち上げる会社に委託するのか、それともみんなで考えながらやるかということ等を含めて、それなんかを分業してしまうと、意思の疎通があまり、行政とまちなか交流プラザの意見がなかなか重なりにくいのかなという気もするんですけれども、それを踏まえた中で、今後さらに展開していくためにはどういったことを、今、私が提案した以上のことを、もし具体的に、あとその資金的な部分の援助だとか、それを民間に委託するのであれば、それをバックアップをホームページの更新だとか何だとかというのいろいろあると思いますし、今、前回お話しした中で、移住ナビデスクのホームページが、昨日もありましたけれども、別枠で作られている。これも委託されてるんでしょうけれども、この予算が非常に少ないように、前、受け取った感がありましたので、この辺の予算づけもきっちりつけてあげて、さらに効率のいいホームページを作っていただきたいと思うんですけれども、それも踏まえてお答えをお願いします。

○議長（松ヶ平哲幸君） 瀧上課長。

○創生戦略課長（瀧上聡典君） まず、今、新規就農者ですとか、後継者等の状況も移住・定住ナビデスクのホームページに載せたらどうかと。もちろん、今の、この昨日の苔口議員の答弁で申し上げたように、このホームページというのは、これからどんどん充実させていくという部分ではと考えています。ですから、もちろん、移住者のインタビューは、今、1件ですけれども、こちらのほうはどんどんどんどん増やしていくと、そういうような考え方で、来年度、交流プラザの方といろいろお話、親密にお話をしていって、よりよい形にしていくという考え方であります。もちろん、その中には新規就農者ですとか後継者の状況、もちろん市民の情報、インタビューというのも入れてもいいのかなと思いますので、そういった工夫はどんどんしていきたいと考えています。

それから、バックアップに関する費用、ホームページの管理費用とか、ここの部分に関しましては、市のほうできちっと予算づけをした中でやっていく考えであります。やはり、分業という部分で、真保議員、実際どうだという部分のお話なんですけれども、ここは、私どもも委託したからといって全部が、もう全く市のほうが関与しない、そういう考え方ではなくて、民間のノウハウとか、民間のいいところをできるだけ生かしながら、今の移住のホームページですとか施策的な部分も、どんどんどんどん機能アップしていこうと、そういう考えの下、今回、委託に至ったという経緯もありますので、もちろん、そこは連携を密にしながら、よりよいものを築いていくと、そういう考えであります。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 真保議員。

○2番（真保 誠君） 続きまして、第2問目の質問をいたします。

公共施設及び市有地等の監視についてであります。

現在、日本国内において、外国資本による土地や施設の取得が注目されています。もともと



外国資本による取得はありましたけれども、ここに来て、安全保障の観点から、重要な土地や施設の不適切な所有や利用を防ぐとして、政府が今国会で成立を目指している法案があります。法案の名称は、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案、長いんですけれども、これ短くしまして重要土地等調査法案というものです。これは、ちょっと長くなりますけれども説明いたしますと、防衛関係施設や重要なインフラなど、生活関連施設の周囲1キロの土地を注視区域、これに指定し、所有者や利用実態を立入りも含め調査、施設の機能を阻害する利用と判断した場合、中止命令を出すことができ、従わない場合は罰則を科すというものです。この注視区域に指定されるのは、自衛隊などの防衛関係施設の周辺だけでなく、発電所やガス関連施設、貯水施設、鉄道、空港など生活関連施設の周囲1キロです。国境、離島も対象となります。また、司令部機能のある自衛隊駐屯地などの特に重要性が高い施設周辺は、特別注視区域として土地売却に際し、売手と買手双方に氏名や利用目的の事前届出を義務づけるものです。この注視区域、特別注視区域ともに、不動産登記簿や所有者からの報告、立入りなどに基づき、所有権者や賃借権者の国籍、住所、氏名、利用状況について調査する権限が国に与えられます。電波妨害などの施設の機能を阻害する行為が確認された場合は、土地利用の中止を勧告、命令でき、違反者には罰則を科す。必要に応じて国が土地を買入れることもできるといった内容の法案です。法律が成立した場合、自治体を含めた関係行政機関との情報共有も重要とされています。現在、国内はもとより、道内各地でも、外資系企業や個人によるリゾート地周辺の宅地並びに森林の取得が目立っております。本市においても、発電所、貯水施設、水源地等、生活関連施設が存在していることから、決して無視できることではありません。法案が成立したわけではありませんし、あくまでも、これは国の調査となっておりますけれども、今後、非常に重要な課題として、本市に限らず、各自治体も考えていかなければならない問題だと思います。本市所有の公共施設や所有地の売却、賃借等は、今後現実化することと考えられますので十分配慮しなければならない問題だと思います。質問のタイトルで、公共施設本市所有地と題しましたけれども、民有地も含めて、この本市として不適切な所有や利用を防ぐ対策をお尋ねいたします。

北海道では、倶知安、ニセコ町、それから近くでは富良野市も、現在問題としまして、近々で外国資本の所有が実際に、現実的に起こっております。本市も、隣に名寄市を構えまして、自衛隊の駐屯地もございます。加えて、水源地、特に郡部の町は沢の水を利用して飲んでおりますので、十分生活関連の重要な施設だと考えられますので、この質問のお答えをお願いします。

加えて、外国資本の取得等に、本市独自の対応策を何か盛り込まれるのでしょうか。実際に対策を考えた上での話だと思いますけれども、この部分に対してもお答えをお願いします。

また今後、この監視を含めた危機管理というものを推進していくのかどうか、本市の所見をお尋ねして2問目を終了いたします。

○議長（松ヶ平哲幸君） 丸課長。

○財政課長（丸 徹也君） 私から、まず不適切な所有や利用を防ぐ対策についてという点、現状

の本市の状況について答弁申し上げます。

近年、海外資本において、利用目的が明らかでない大規模な土地の売買事例ですとか、海外資本への公共施設の売却による施設の営業休止の事例が報道されているところでございます。お話にありましたとおり、こうした状況の下、国は安全保障の観点から、重要な土地の不適切な利用ですとか所有を防ぐため、重要土地等調査法の案の成立を目指しているところと存じております。

本市におけます不適切な所有や利用を防ぐための対策といたしましては、市有財産の売払いの際の用途の制限といたしまして、一定の期間内における景観や環境の保全に向けた義務づけ、転売の禁止、また、買主の義務履行違反に対する買戻し特約、また、この特約を内容とする登記などを行っているところでございます。また、企業立地促進条例に定めます特定遊休財産の管理については、対象となる企業に対しまして、原則36か月の貸付期間の終了後、無償譲渡することになっていることから、事業所の指定時に当たりましては、事業所の事業内容ですとか登記内容の確認、さらには会社のほうの信用調査、そういった部分を実施しているところでございます。

また、近年、道内の森林においても、利用目的不明確な森林の取得ですとか、水源保全の観点から水源周辺地域の適切な土地利用が求められていることもあり、北海道においては、平成24年に水資源の保全に関する条例が設定、施行されております。条例では、国有林を除く対象となる区域が存在する市町村の提案に基づいて、北海道が水資源保全地域を指定し、指定後に保全指定区域内の土地を売買する場合については、3か月前に北海道へ届出が必要となるほか、正当の理由なく条例に違反し、勧告に従わない場合については氏名などの公表ができるものとしております。

現時点においては、本市における、この水資源の保全の地域の指定、実績はございませんが、必要に応じて、これに対応していきたいと考えているところでございます。

また、民有地の土地の取引に関する対策については、現状といたしましては、対策等は行っていないところでございます。

私からは、以上でございます。

○議長（松ヶ平哲幸君） 中館部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 私から、外国資本等による取得の制限についてお答えいたします。

非常に幅広い観点からの御質問だと思いますが、私から大きく2点。一つには安全保障の観点から、もう一つは水源の保全という、この2点についてお答えいたします。

議員御指摘のありました重要土地等調査法案、これ、通常国会で提出予定と伺っておりますけれども、この法律の目的としては、安全保障の観点から利用に関する規制、それから、調査権限を与えて抑止力を高めると、そういった観点での検討がされているとお伺いしております。

例えば自治体が、そういった制限を行うといった場合については、やはり条例化というのが一つの手法としては考えられるのかなと考えておりますが、例えば条例ということで検討する

場合には、条例は法律の範囲内で制定することができるという趣旨に鑑みて、安全保障の観点から考えますと、立法事実を前提としますと、法の意図する私権の制限、財産権の制限ということになると思いますので、それをどこまでにするかということで、議員がおっしゃったように、今回は対象区域が非常に決められて狭まっています。そういう意味では、例えば同じ目的であっても法の意図しない部分については、条例で十分制定可能だと思うんですけども、今回の重要土地等調査法案で議論になっているのは、やはり、その憲法で定める私権の制限をどこまで認めるのかという意味では非常に慎重な意見も多いと。がゆえに、非常に限定的に対象も規定していると考えますと、やはり、例えばですけども、対象区域を条例で広げるとかというのは一般的に難しいのかなということが1点ございます。

また、制限の対象を、例えば外国資本という形に限定した場合、例えば安全保障の観点から、悪意を持ったそういった勢力が外国にあるとして、そういったところが何らかの意図を持って、悪意を持って土地の取得に動いたというときには、例えばそれを実際手続するのは日本人か外国人かというのは、もうはっきり言って分からないということからいうと、そういった部分で、その特定というのは現実的に機能しづらいと。今回の調査法案でも、外国資本のみに対象はしていない立てつけになっているところなんです。そういった課題もあるかなというところなんです。

2点目の水源の保全の関係ですけども、これを目的とする場合の、この制限の考え方は全く別ですので、その観点での制限というのは当然あり得ると考えます。この点については、平成24年第2回定例会で谷口議員にお答えしておりますが、本市における水源地区に関しては、農地法、森林法、国土利用計画法といった法令のほか、北海道の水資源保全条例による規制により、一定程度の水資源の保全は可能と判断しておりますので、現時点において、独自での条例制定については考えていないというところでございます。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） 今後の監視を含めて危機管理ということでありまして、現状から、今後どうするかというお話をすることになりますので、今の課長、部長が申したことと大分重なる部分があると思います。

民有地等も含めてということでありまして、民有地の売買等に関しては、今、部長の話の中にもありましたけれども、これは憲法で定められてる、保証されてる財産権に関わってくるものでありますので、市が、それに一定の制限を加えるということには限界があると考えております。ただ、そうはいつても、地域内に、そういった不適切な利用や所有があるということになると、これは地域コミュニティからしても、安全安心からしても、不安要素となってくるということでありまして、これに関しては、国のほうで一定の制度を構築してもらうように、現在、北海道市長会を通して要請をしているということでありまして。

それと、本市の土地や施設については、これは財政健全化実行計画にもありますけれども、

歳入の確保ということで、未利用財産を計画的に売却していくということの中で今後も進めていくこととなりますけれども、その財産の規模によって、いろいろな契約の仕方というのが出てくると思いますが、そのときであっても、相手方がどういう方であるのかといったこともしっかりと確認しなきゃならないと思いますし、どういう使われ方をするかといったことも、しっかりと確認した上でお渡しするということになると思います。ただ、その使われ方が、相手方の意図するかしないかにかかわらず、当初の目的と違うといったような場合には、財政課長言っておりましたけれども、買戻し特約をつけておくといった、その安全目的な対応も取っていかなくちゃならないかなと思います。

水資源に関して、部長のほうから道条例があるだろうという話しましたが、水資源については、ここに住む我々にとって極めて重要な問題でありますので、そういった案件が出てきたときには、その道条例による保全地域の指定を受けていきたいなと思います。

重要土地等の調査に関しては、国が今、法案を考えているということでもありますけれども、これも、部長のほうから話がありましたけれども、私権の制限ということに関わるということで慎重に論議がされると思いますけれども、その動向等も見極めながら、本市地域内の土地・施設がしっかりと公益に反しないような使われ方がしていけるように、今後とも、その状況に応じて対応していきたいなと思います。

○議長（松ヶ平哲幸君） 真保議員。

○2番（真保 誠君） 非常に、私、最初のテーマがでか過ぎたので、ちょっと今、その水資源と安全保障に関してお答えいただきましたけれども、決して、これが今後、この土地だとか建物に限らず、今、非常に外国資本を含めて、工事もそうですけれども、動植物だとか畜産だとか、そういった海産物だとか知的財産だとかというところが、非常に外国に持っていかれているという言い方はちょっとあれですけども、事実あると思います。我々も、対岸の火事じゃなくて、隣の幌加内町でも外国資本の土地の買収も認められております。これが、皆さん、本当に日本は平和主義ですので、利用目的についていろいろ出てくると思いますが、それを真に受けるという言い方は失礼かもしれませんが、きちんと危機管理を持った中で、やはり監視していかなければならないという部分は、今後、常に持っていなきゃいけない問題だと思いますので、今回、それをどうのという法案もまだ成立してませんから、どうのということはないんですけども、今後、定期的に、やはり我々も、この問題については定期的にちょっと質問させていただくかと私も思いますので、今後とも、ぜひ、士別市含めた危機管理、それからこの今回の質問の中身については、よろしくお願ひしたいと思ひます。

これで2問目の質問を終わります。

続きまして、最後の質問です。本市独自のブランディング推進についてお尋ね申し上げます。

毎年の市政執行方針に掲げられております士別サフォークのブランドの推進は、毎回注視するところであります。士別サフォークは本市の代名詞となっていることは十分承知していると

ころですけれども、どうも、その推進の現状が一般市民に見えにくいように感じております。本市として、さらなるブランドの推進を図り、バックアップをするのであれば、もっと市民への情報提供や全国的にPRするべきではないかと考えております。例えば飼養頭数、これはサフォークですけれども、飼養頭数の推移はホームページで公表されておりますけれども、今後の計画や目標頭数、さらに食用肉の出荷目標など、それに加えて豆知識としまして、ラムとマトンの違いだとか、各部位の名称の説明だとか、食べ方だとか、こういったところも取り上げて、注目を引いてもらえるようなこと、まして、それと加えて生産者が見えるように紹介するのもよろしいんじゃないかと思えます。

現在のホームページ、市のホームページ、サフォークランド士別プロジェクトの活動内容が掲載されておりますけれども、これは2018年から更新されていないように見受けられますけれども、ブランド化の推進などとは、ちょっと程遠いように見受けられますので、加えて、その他農畜産物についてもブランド化できる特産物は多々あると思うんですけれども、一次産業の発展を図るためにも、ぜひ、これはJAや生産者とのコミュニケーションを図って、PRと同時に販路と生産量の拡大を後押ししたほうがよろしいんじゃないかと私は考えております。

また今回、まちづくり士別株式会社がまちなか交流プラザ、ここに展開していくわけですが、ここで本市の関係性、非常に注目しています。それで、サフォークを含む士別ブランド品の拡散、それからPRについて、今後どのように推進していかれるんでしょうか。また、サフォークランド士別プロジェクトの活動状況とGI制度の登録、この現況をお尋ねいたします。

士別サフォークのブランドの推進に当たって、本市とまちづくり士別株式会社がどのような関わりで進んでいくのか。また、綿羊振興に掲げるPR販売について、どう協働していくかをお尋ねしたいと思います。

ホームページ、士別市のホームページを立ち上げますと、サフォークで見ますと、サフォークは士別の市の綿羊という部分しか出ておりませんし、そこから掘り下げて、サフォークランド士別プロジェクトというページにも上がっていくんですけれども、非常に中身が推進しているようには見えにくいのが現状であります。生産者の顔というのは、上川総合振興局のホームページには出ております。もうちょっと士別市としても、このサフォークについて、ホームページを利用した、SNSを使用した展開を進めてもいいんじゃないかと思えますけれども、その辺のお考えもお聞きしたいと思います。

所見のほう、よろしく願いいたします。

○議長（松ヶ平哲幸君） 徳竹畜産林務課長。

○畜産林務課長（徳竹貴之君） 私のほうから、サフォークランド士別プロジェクトの活動の状況について及びGI制度登録の現況についてお答えさせていただきます。

サフォークランド士別プロジェクトにつきましては、設立が平成17年であります。現在は、市内18の関係団体で構成をしております。事務局といたしまして、市から畜産林務課、商工労

働観光課、農業振興課、企画課の4課が事務局として入っております。

このサフォークランド士別プロジェクトは、羊によるまちづくり運動の集約組織という位置づけをもって、次の末年、令和9年までの間、士別のサフォークラムを中心とする食や本市ならではの様々な体験を通した羊のまち士別のPRプロモーション活動を実施していこうということで、生産管理、情報管理、新商品開発プロモーション、これら3つの部会を設置して活動を行ってきております。なかなか、令和2年度につきましては、コロナ禍ということもあり、活動的には当初計画から実施できなかったものもありますが、昨年10月には、改めて羊のまちサフォークランド士別の歴史を振り返り、今後の目指すべき姿を再認識しようということで、講演会も実施をしたり、商品開発としましては、羊と雲のライスバーガーが昨年10月から発売になってきているところであります。

先ほどありました、とりわけPRの部分、サフォークランド士別プロジェクトのホームページの部分につきましては、現在、サフォークランド士別プロジェクトのフェイスブックページがございますが、市のホームページ上では、そのフェイスブックページへのリンクにはなっておりません。しっかりと情報更新をしていきながら、今、御提案のありました生産者の見えるというところも含めて実施をしてみたいと考えております。

また、もう一点、GI制度登録の現況についてであります。

地理的表示保護制度、いわゆるGI制度であります。2018年11月に伝統的な生産方法や気候、風土、土壌などの生産地等の特性が品質及び、品質等の特性に結びついている産品を知的財産として登録、保護する制度ということで、2019年に農水省の担当者のほうで、現地、士別のほうに来て書類審査、意見交換、現場視察等を行って、それから昨年までの間、メール、電話等でのやり取りの中で申請書類の加筆、そして追加書類の提出等々がありました。また、昨年11月には、農林水産省のほうに出向いて、実際の担当者と協議をし、状況的なところの確認も行ってきましたが、その後、新たに資料提供が求められている部分がありまして、そこがラム肉の食肉成分分析について報告を求められております。現在、その食肉の成分分析について、検査をしているという状況であり、その結果を再度提出をし、審議の進展を待つという状況であります。

私からは以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 阿部商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（阿部 淳君） お答えいたします。

まず、士別ブランド品の拡散PRについてであります。

本市には、議員おっしゃるとおり、サフォークラム以外にもブランドとなり得る多種多様な農畜産物が多くあると認識しております。今まで特産品として販売してきたものや新たなものづくり、補助金によって対象となった新たな特産品となり得るものまで、加工品まで、いろいろあると認識しています。これらは、今までもふるさと納税の返礼品として、また、市内外のイベント等で販売してきておりますので、今後もふるさと納税の返礼品、それから市内外のイ

ベント等で販売し、PR、拡散をしていきたいと考えております。

また、今の段階で、議員お話の特産物であります、先ほども御説明いたしました、まずは、本市のまちづくりの柱である羊のまち士別サフォークラムブランディング事業を進めることを最優先として、まずは、そのサフォークラムの拡散・PRを進めていきたいと考えております。ただ、この羊のまち士別サフォークラムブランディング事業につきましては、士別市をどう道内外に拡散・PRしていくのかといったところが最終的な目標と考えておりますので、今後、JAや生産者と連携しながら次のブランド化に向けた協議を進めていきたいと考えているところです。

続きまして、本市とまちづくり士別株式会社との関わり、PR販売についてです。

まちづくり会社はブランディング事業同様、本市特産品を販売する拠点だと認識をしております。ふるさと納税の事業委託をしていること、それからアンテナショップ、インターネットでの特産品の販売、それからサフォークラムを取扱うECサイトの開設など、今後も本市特産品を販売する拠点として考えております。市外や道外での拡散やPRはまちづくり会社のみならず、今までも市内の団体が担ってきております。今後も各種団体や市民一人一人がサポーターとなって広めていただくことを期待しているところです。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 真保議員。

○2番（真保 誠君） やはり、地元の地場産、非常に売り込んで士別という知名度を上げてもらうと同時に、やはり、ちょっと漠然としておりますけれども、今、皆さんのいろんな質問の中に、やはり財源がという話になって、どうしても歳出を抑制することばかりに目が行っているんですけども、やはり自主財源というか、歳入のほうを、士別を含めて何とか安定したものをとということを目指すべきではないかと私は思っておりますので、そのためにも、やはり自主ブランド、士別ブランドというものをすごい優先的に活用して、ぜひ士別が歳入の部分でも潤って安定していくことを目指すのであれば、やはりそれを考えて、自主ブランドなり、地元の特産品というのを進めていくべきだと私は思っています。非常に漠然としておりますけれども、士別サフォークを含めて、やはりもっともっとPR活動を士別に力を入れていただきまして、本市のほうで力を入れていただきまして、SNSを利用したPR活動やら、こちらに足を向けてもらえるような、そういったことをぜひ率先してやっていただいて、まちづくり士別株式会社と、本当に協働しながら進めていただけることを願って質問を終了します。

○議長（松ヶ平哲幸君） 以上で、真保議員の質疑を終了いたします。

13番 大西 陽議員。

○13番（大西 陽君） 今回の大綱質疑をするに当たって、実は通告書を書いているときに、いろんな思い、この問題について議論を深めたいという思いで質疑事項が多少長くなっております。意外だったのは、事務局からこの質問事項について、ネット中継のテロップには書き切れませんと言われましたので、この辺は聞かれてる方に大変申し訳ないという思いであります。

それで少し長くなってますけれども、質問事項から入りたいと思います。

本市が基幹産業としている農業の諸課題と持続的成長を目的とした農業振興ビジョンの基本的な考え方、それを具現化するための戦略となる各施策の事業効果の独自評価及び、令和3年度以降の新たな取組の考え方について伺います。

今、日本農業は、農業就業者の高齢化による離農による就業人口の減少、耕作放棄地の増加や世界的な貿易自由化の流れで海外の安価な農畜産物の輸入拡大で、安全な国内生産農畜産物の消費や価格に大きな影響を受けるなど、多くの、今、課題を抱えております。農は国の基とされているとおり、命の源である食べ物を生産し、安全で、しかも安定的に供給する役割と責任がある農業に対しては、国をはじめ、手厚い支援が必要であります。特に新型コロナウイルス感染症による外食産業における休業や時短営業などの影響から、農産物や牛乳、乳製品を含む畜産物の消費が大きく減少しており、農業者にとって困難な状況が長期化している中で、さらに令和3年度はより厳しくなると予測されていることから、今後、需要喚起、消費拡大の早期な措置が必要とされております。本市が基幹産業としている農業の持続的発展のために様々な施策を展開してる中、解決しなければならない課題が幾つかあると思いますが、どのように現在認識しておられるのか、まずお伺いをしたいと思います。

次に、地域農業の振興を図る上では、気候風土や環境に考慮した将来ビジョンを掲げて、農業者をはじめとして多くの市民がそのビジョンを共有することが重要と考えます。そこで、長期展望に立った本市の農業ビジョンの基本的な考え方と農業振興ビジョンの柱である士別市農業・農村活性化条例に基づく活性化計画の作成に当たって、農業・農村活性化審議会の意見を聞くことになっておりますが、次期策定に向けては、農業者をはじめ、消費者など、幅広い市民の意見や提言、要望などを審議会に反映できる仕組みが必要ではないかと思いますが、このことの見解を伺います。

本市では、担い手対策を含め、各施策に取り組んでいますが、それぞれの目標や目的に対する事業効果を現時点でどのように捉えているのか、このことについても伺いたいと思います。

最後に、現行施策の検証を行って、その結果によっては、令和3年度以降の見直しを含め、より有効な新たな取組が必要だと思っておりますが、現在、どのように考えているのか伺って、この質問を終わります。

○議長（松ヶ平哲幸君） 井出経済部長。

○経済部長（井出俊博君） 私から、長期ビジョンに立った本市の農業ビジョンの基本的な考え方、それと、農業者をはじめとする多くの市民が農業ビジョンを共有するという事、また、審議会に反映できる仕組み等々について、お答えさせていただきます。

農業振興ビジョンの基本的な考え方につきましては、現在の農業・農村活性化計画では、足腰の強い農業・農村を目指すため、条例の基本方針に沿って土づくり、収量アップ、人づくり、そして農村づくりの4つを柱に据えて、各種施策を推進してきております。現3次士別市農業・農村活性化計画は、本市の農業・農村の活性化に関して総合的な推進を図るため、士別市



農業・農村活性化条例に基づきまして策定し、士別市の最上位計画であります士別市まちづくり総合計画の分野別計画という位置づけであります。

本計画は、令和3年度が最終年度となりますので、令和4年度から第4次計画の策定に向けて、本年度、現計画に対するアンケートや市内7地区での意見交換会を開催いたしまして、その中でいただいた意見等を踏まえ、中間報告をまとめまして、先月開催いたしました士別市農業・農村活性化審議会において報告をさせていただきました。第4次計画の策定に当たりましては、農業者等から改めて意見を伺う機会を設けたいと考えとともに、市民に対しましては、幅広くパブリックコメントを実施いたしまして、計画に対する意見を伺い、令和3年度末の策定に向けて進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） まだ、大西議員の大綱質疑が続いておりますが、本日、東日本大震災の発生した時刻に合わせて黙禱を行いますので、ここで午後2時55分まで休憩といたします。

---

(午後 2時25分休憩)

(午後 2時55分再開)

---

○議長（松ヶ平哲幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

大綱質疑を続行いたします。

藤田農業振興課長。

○農業振興課長（藤田昌也君） 本市農業にとって解決が急がれる諸課題に対する認識についてにお答えいたします。

士別市農業・農村活性化計画の地区別意見交換会や士別市農政対策協議会からの要請を踏まえまして、本市として懸念をしている主な課題につきましては、新型コロナウイルス感染症による消費低迷の懸念、TPP等貿易協定による農畜産物への影響、担い手確保対策、労働力支援、生産基盤の整備と捉えております。

初めに、新型コロナウイルス感染症及びTPP等貿易協定につきましては、昨年、第2回定例会におきまして大西議員より御提言いただきまして、昨年10月に農業者アンケートを実施し、状況の把握に努めてきたところです。

感染症の影響につきましては、影響はない、分からないを合わせると7割以上と、直接的には影響を感じていない結果となったところです。その要因といたしましては、昨年1月に国内でも感染が確認され、全国的に感染症が拡大しましたが、その時期に出荷実績があまりなかったことが影響しているものと捉えております。また、影響があると回答した中には、農畜産物とともに外食需要の低下に伴う出荷数量の減少や需要在庫による市場価格の低迷、労働力の確保への懸念のほか、玉ねぎ、そば、小豆の価格及び牛肉の個体価格が低下しているといった回答がありました。コロナ対策につきましては、昨年10月に臨時交付金を財源といたしまして、ラ

ブ士別・バイ士別運動推進協議会やJA北ひびきと連携し、まるごと士別収穫祭を開催してきたところであります。多くの市民の方にも御参加いただき、消費喚起に努めてきたほか、国が実施するコロナ対策事業を活用して本市農畜産業の経営安定化を図ってまいりました。今後におきましても、国の対策動向を注視し、必要な対策支援を行ってまいります。

次に、TPP等貿易協定による農畜産物への影響については、影響はない、分からないを合わせると9割以上が直接的には影響を感じていないとなった結果となっております。影響はあると回答した中には価格が低下している、肉の値段が下がった、将来的には価格の低下による経営が不安といった回答が見られたところであります。これらについては、本市の農作物は、商系ではなく系統出荷が多数を占めており、感染症の影響と同様に、取引価格の低迷や余剰在庫になるケースが現在のところ生じていないことも要因と考えております。しかしながら、TPPや日米貿易協定等は長期的には様々な影響が懸念されることから、今後も国内対策や輸入動向を注視してまいります。

次に、担い手対策です。

農業・農村をめぐる情勢は、農家戸数や農家人口の減少により経営面積の拡大、農業生産に必要な農村環境やコミュニティーの維持、担い手や労働力の不足による遊休農地の発生が懸念されており、担い手の確保・育成につきましては、士別市担い手支援協議会を中心に、国の制度である地域おこし協力隊制度や市独自の支援を活用した担い手確保・育成に努めてまいりました。労働力支援につきましては、春先のもみまき時期や秋の収穫時期に人材の確保が難しくなるなどの課題があることから、今後もJA北ひびき管内1市2町の地域農業に係る意見交換会を通じて広域的な協議を進めてまいります。

生産基盤の整備につきましては、農業の効率化や近年の異常気象等に対応するため、重要であると捉えております。今後も、国や道、土地改良区等と連携し、基盤整備等を進めるとともに、多面的機能支払交付金や中山間直接支払交付金を活用した農村環境の維持を図るため、農業者の協働取組を進めてまいります。これらの課題の解決に向けては、市だけではなく、国・道をはじめ、JA北ひびき等、関係機関とも情報共有を図る中で進めてまいりたいと思います。

次に、現行の担い手対策など、本市が独自に取り組んでいる各施策の目標や目的に対する現時点での事業効果をどのように捉えているかの問いでございます。

先ほど、井出部長から申し上げたとおり、土づくり・収量アップ・人づくり・農村づくりを4本の柱に据えて各施策を実施してまいりました。土づくり・収量アップでは、道営中士別地区土地改良事業による基盤整備を基本に、農作業の効率化や管理作業の省力化を進めるとともに、関係団体と連携の下、円滑な事業の推進に努めてきたほか、中山間地域等直接支払交付金を活用し、安全で良質な農産物の安定的な生産や収量、品質の向上を目指し、たい肥の施用や輪作体系に合った緑肥の導入など、総合的に推進してきたところです。また、寒冷地域での輪作体系に欠かすことができないてん菜につきましては、てん菜作付振興事業により振興を図ってきたほか、市長が会長を務めます北海道てん菜振興自治体連絡協議会におきまして、加入自

治体と連携を図りながら、国・道への提案活動を行い、令和2年度からの経営所得安定対策等交付金の交付基準糖度の見直しでは、小幅な改定にとどまるなど、一定の成果を得てきているところでもあります。今後も、農業者の所得向上のために必要な支援策等を講じるよう国や道に対して提案活動を行い、てん菜の作付振興を推進してまいります。

次に、人づくり・農村づくりでは、新規就農者の確保に向け、地域おこし協力隊の募集を基本に就農相談会への参加や道内大学等へのPR活動を実施しております。平成30年5月から開始いたしました地域おこし協力隊につきましては、地域の皆さんの御協力によりまして、本年5月から、研修地であります多寄地区におきまして新規就農を予定しております。また、本年4月から4名の就農研修者の受入れを予定しております。受入れ地区の主たる農家やJA、農業委員等の関係機関とも御協力いただきながら、農業研修期間中の支援はもとより地域の担い手として認めてもらえるよう努めてまいります。

次に、各施策の検証により、必要であれば令和3年度以降事業の見直しを含め、より有効な新たな取組を検討すべきではの問いでございます。

第3回定例会一般質問におきます大西議員の御提言を基に、士別市担い手支援協議会と各地区受入農家協議会の役割を明確にし、主たる受入れ農家やJA、農業委員等の関係機関がより連携した中で、担い手を必要とする地区との情報共有や希望者の円滑な地域への参入が図られるよう令和3年度に向けまして、受入れ体制の見直しに努めてまいります。今後も関係機関や農業者の方々の御意見を参考に、より有効な取組を進めるよう進めてまいります。また、国・道とも連携を図り、様々な機会を捉えて本市農業の持続的発展につながる事業の実施を求めてまいります。

以上でございます。

○議長（松ヶ平哲幸君） 大西議員。

○13番（大西 陽君） 何点か質問させていただきますけれども、まず、コロナ禍における影響というのは、先ほど申し上げたとおり、令和3年度が相当厳しくなると、価格の面、需給面。そういう意味で、農は国の基と先ほど言いました。これは国の支援が極めて重要なことであります。例えば古い数字ですけれども、令和元年度では、農畜産で、市内で約95億円程度の総収益があるんですけれども、このうち補給金、交付金含めて約9.8%、10%近く、国の支援を受けていると。それから、耕種農家、米をはじめ、畑作含めて約100億円弱。これは非常に大きくて、各種交付金の割合が約40%、国の支援を受けているということですから、いかに日本の農業は国の支援が必要だということを、この数字ではっきりしてるのではないかと思います。これは、ぜひ市長に全道市長会を通じて、特に令和3年度の需給関係を含めて、国に対して強力に要請していただきたいというのが1点であります。

それから、もう一つ、この農業・農村活性化計画、これはパブリックコメントを含めて今年が策定年だと思いますけれども、経済部長から答弁いただきました。私が要望したのは、例えば具体的に農業者の各年代層、幅広い年代層を集まってもらうと。あるいは消費者の代表、あ

るいは商工会議所の方、基幹産業、農業ですから、この人方の意見を、一堂に会して意見を聞いて、それを審議会に反映させるような、そんな仕組みが必要でないかという提案なので、ぜひ検討していただきたい。

それから、関連して、事業効果ですけれども、ただいま答弁あったことについては理解します。それは私も承知してるんですけれども、具体的に私が求めているのは、例えば担い手対策、この対策の施策を始めて、親元就農を除いて新規就農が何件あったんでしょうかと。素朴な質問です。

それから、いろいろ事業ありますけれども、例えばグリーンパートナー事業があります。これは、今まで、この事業を発足して、成婚率、どれぐらいあったんですか。具体的な事業効果を求めてるわけですけれども、これ、もし分かれば聞かせていただきたいと。

それから、士別市農業・農村活性化計画、これは現況を整理して、今の課題は何か、推進方策、この流れで具体的に、これに基づいた施策を構築しているわけです。そういうことです。最後に、これに関連した施策出てますから。そういう意味では、途中で新たな事業を展開する、あれば一定の目標を達成したので、この事業は今年度でやめるといった場合、基本となる活性化計画をローリングで見直して、新たな考え方を打って、その上で政策を打つということが正しいのかなと私は思うんですけれども、この点、ちょっと確認させてください。

○議長（松ヶ平哲幸君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君） まず、市長会の関係について申し上げます。

先ほど、課長から答弁申し上げましたけれども、農業者の皆様方のアンケートを取る限りにおきましては、コロナ禍になって1年間ということ、その以前との状況がまだはっきりしないということであまり影響がない。あるいは、TPPをはじめとする自由貿易関係についても、これは年々追って、これから実施されていくことでありますから、現段階においても、あまり心配がないというアンケート調査になっていますが、先ほど大西議員がおっしゃるとおり、将来に向けては極めて厳しい、そういう状況になることは論をまちません。特に、私がいつも申し上げていますのは、士別の農業というのは北海道農業の凝縮である、魅力をまさに凝縮した地域である。水稻、畑作、酪農、畜産、野菜、バランスが極めてよくて、自然環境に恵まれたすばらしい農業地帯であると。ですから、この基幹産業農業が、万が一、どんどん低下していきますと、この地域の発展、活力について、物すごく危険性を感じているわけでありますので、そういった意味では、大西議員の御提言もいただきながら、いろんな分野で職員も頑張って、JAと、いろいろな農業団体と連携を取りながら、今、事業を進めています。

そこで、全道市長会の要望については、相当数の要望数が、このぐらいの1冊になってあるわけであります。しかし、農業問題については別枠でしっかりと項目を立てて、例えば自由貿易の問題、コロナの問題、これは全道市長会としても、北海道農業が全道の中でも基本と考えていますので、しっかり冊子を作って、私どもは北海道に、そしてまた全国に要望してまいりますので、これは引き続き、そういった形で要望してまいりたい、こう思います。

それと、グリーンパートナーについては、すてきな若い皆さん方が、この事業によって、後ほど申し上げると思うんですが、5、6戸になりますか、御結婚されて、子供さんもできて、今、本当に新しいアイデアを持って頑張っています。私は、グリーンパートナーで土別にお越しをいただいた奥さん方と何度かお会いをして、みんなに集まってもらって、意見交換もしたりしてございますし、みんな、いろんなものにチャレンジしてるんです。そして、また、先ほど真保議員の御質問ありましたし、昨日は苔口議員の質問もあったわけですが、もっと、こういった方々を移住に向けて、しっかりとSNSなんかには、そういうものに登場させる。そして、多くの方々に知ってもらいながらみんなで読んでいただく。ですから、グリーンパートナー事業についても、土別で、来ている、そういった皆さん方が新しいグリーンパートナーを迎えて、一度お世話をしたりしたこともあるんです。そういったこともあるわけなので、いろんなアイデアをいただきながら、これからも取り組んでいきたいと、こう考えているところです。

○議長（松ヶ平哲幸君） 井出部長。

○経済部長（井出俊博君） お答えします。

新たな次期の農業・農村活性化計画の策定に当たりましては、今、大西議員の御提言のとおり、幅広い市民の皆さんの意見を受けていきたいと考えております。令和2年度も、農業者の意見をいただきました。ですが、また改めて農業者の意見をいただきたいと考えておりますので、そのときには、今、大西議員の言われたとおり、幅広い世代の方々、また消費者の方々、それから会議所、これは一堂に会するかどうかはちょっと、どういうふうな方法がいいのかはちょっと検討させていただきますが、幅広い御意見をいただきながら、新しい農業・農村活性化計画の策定に向けていきたいと考えておりますし、また、農協のほうも、今、第6次の計画が2021年で終了するというところで、2022年から新たな計画、地域農業振興計画、JAの中期経営計画が策定されるとお聞きをしておりますので、それも併せて、こういったような農協のほうの計画の中身になるのか、また、お互いに行政との連携の中でできるようなものがあるのかどうか、そういったような意見交換もさせていただきながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 藤田課長。

○農業振興課長（藤田昌也君） 新規就農者の人数でございますが、5年間で4名となっております。

また、グリーンパートナー事業につきましては、成婚した数が7名という結果となっております。

以上でございます。

○議長（松ヶ平哲幸君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君） もう一点。

実は、先日、新規就農されて、ちょうど土別で10年になります。その前、3年間は奥さんとともに朝日に入りまして、農業研修を行って、中村光晶さん、今、55歳であります。この方が、地域リーダーの役割に大きな期待を持って、今回、北海道の指導農業士に認定されました。私のところに御挨拶に来ていただきまして、いろんなお話をしたんでありますが、当時、10年前は、約8.2ヘクタールの畑作を中心にやっていたんでありますが、今、拡張いたしまして22ヘクタールになってございます。そして、新規就農の方なんかも受入れをして頑張っている。なおかつ、地域のリーダーとして、地域づくりも行っているということも認められて、今回、指導農業士になりました。ですから、収量アップはもちろんなんですけれども、市の基本となっています土づくり、人づくり、農村づくり、全部担いながら頑張っているということで、本当に力を頂いた次第であります。

ちなみに、今、北海道の指導農業士に認定されている土別の農業者は7名であります。その前に多寄の村中さんが平成30年に認定されていますけれども、そういった意味では、こういう、中村さんのように、まさに生き生きとして夢を持って、これからも、この地区で一生懸命頑張っていくと、若い方々の人材も育てていくと、本当に力強い限りでありますので、先ほど新規就農に向けたいろんな取組でありますけれども、人の力、人の輪というのは極めて重要だと思いますので、しっかり連携を取りながら進めていきたい、こう思います。

○議長（松ヶ平哲幸君） 大西議員。

○13番（大西 陽君） 先ほど言ったのは、各施策を実施する場合、これが基本となって、もし新しい施策を打ち出す、あるいは一定の役割が終わって、これを廃止するという場合は、基本的に、このローリングで、この計画を見直して、それから、その上で事業を展開すると、私は解釈してるんですけども、その辺の確認はどうですか。確認をしたいと、先ほどお伺いしたんですが。

○議長（松ヶ平哲幸君） 藤田課長。

○農業振興課長（藤田昌也君） お答えいたします。

令和4年度に向けて、今、策定を進めていくところですが、先ほど部長からもお話ししたとおり、いろいろな方の御意見を踏まえながら、また、農協の中長期計画のほうのお話もしながら、ローリングといいますか、各種事業見直しをかけて、第4次の活性化計画のほうにつなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松ヶ平哲幸君） 大西議員。

○13番（大西 陽君） 現行の活性化計画を見ていると、時間がないので全部は申し上げませんが、例えば農産物の安定生産というところで、農業生産工程管理をすると、これは重要なことと書いてあります。それから、経営の多角化ということで、28ページなんですけれども、これに課題として6次産業化、農産物の販売に取り組む生産者の組織化や情報発信、知名度アップによる販売力の強化が課題ということを書いてあります。それから、30ページには、

経営体質の強化で、ICTの有効活用が求められていると。それから、32ページには、労働力の確保で、本市の農業が健全な発展を遂げるためには、労働力不足を補う新たな労働力の確保が重要だと書いてあります。その上で、44ページ以降に、この課題を解決すべき各施策を書いてあります。令和3年度の予算を見ると、例えば額はそんなに大きくないんですけども、農業労働力支援対策事業、令和2年度までであった事業が3年度では予算化されてない。それから6次産業化推進事業、これについても令和3年度は予算化されてない。それからGAP推進事業、これについてもされてない。それから、上士別地区ICT農業推進事業、これも予算化されてない。

ですから、不思議に思うのは、この活性化計画を基本として、この農業振興施策を打つわけですから、もし役割が終わったという判断であれば、これを見直して、この基本的な活性化計画を改めるべきだと思うんですが、これはこれで課題として延々とうたって、実態の事業をなくすというのがどうも理解できないので、この辺はどうなのかと。

それから、もう一点、前に提案申し上げましたんですけども、担い手対策で新規就農相談員、名前は、別にアドバイザーでもいいんですけども、この人を委託して、いろんな情報をいただいて、新規就農に取り組むべきだと思うんです。この辺の検討結果、併せてお聞きします。

○議長（松ヶ平哲幸君） 藤田課長。

○農業振興課長（藤田昌也君） お答えいたします。

活性化計画等に載せられている、今、大西議員がおっしゃいました、まず初めの6次産業事業でございますが、この事業につきましては、補助金は廃止ということで進めておりますが、産直マップ等々の支援、そういったことは農業一般行政経費のほうに統合させていただきまして、ゼロ事業ということで進めてまいりたいと考えております。

次に、労働力支援対策事業でございます。こちら事業見直しをかねまして、JA北ひびきICT農業研究会と協議をさせていただきました。こちらの経費は、先進地視察等に係るバスの経費等々を見ていたわけですけども、こちら研修調査等々、また1市2町に係る農業意見交換会、それらも一般行政経費のほうへ統合して、ゼロ事業ということで進めたいと考えております。

次に、GAP推進事業でございます。GAP推進事業につきましては、昨年の予算審査で大西議員のほうから御提言があった事業でございます。平成30年、31年と2年間、グローバルGAPの推進事業で取り組んでまいりました。また、30年に農業者へのアンケートということで、GAPに対する関心度というのがかなり低い状態だということが把握できたことから、農業者、また市民の方にも分かっていたといたことから、今年度、GAPの講習会というのを考えて予算計上していたところですけども、コロナ禍の関係で、今年度は実施をできなかったという形でございます。次年度に向けては、講師が、今、農業改良普及センターのほうでGAPの講習会ができるというお話をいただいたことから、事業費ベースではゼロ事業と同じよ

うな形になっておりますが、基礎的なGAPの事業というのはゼロ事業で進めてまいりたいと考えております。

それと、担い手の関係、先ほど言いましたアドバイザー、相談員と言いますか、各地区に置いてというお話をいただいたところですが、今、私たちが各地域、去年の12月から2月まで、各地区7地区におきまして、この担い手対策の関係でお話をしてきたところです。具体的にどういふうな形がいいのかといったようなことで、いろいろな御意見、各地区でいただいてきたところではありますが、担い手の関係では、地域で受入れ体制を整えれば協力をしていきたいと、一人でも多くの新規就農者につながればいいといった地区の御意見ですとか、研修生を地域内で育てていくのが一番いいと。ただ農業者、それぞれの考え方がるので、地域内でもう少し時間が必要だといったような地域ですとか、ある地域は30代、40代の農業者というのは経営規模、まだまだ拡大していきたいんだと。なので、現状では新規就農者が、今のところ、うちの地域では、なかなか受け入れるのが難しいといったような様々な御意見をいただいてきたところです。

そこで、私たちも、では、どのような手法がいいのかというのを地域の中で御相談をしてみました。今、考えている受入農家協議会と担い手支援協議会というのが別々に組織されて動いていると。これは、大西議員のほうも御存じだと思いますが、それで相談員、またアドバイザーとなるような方を置いてはというお話をいただいてたところだと思います。そこで、私たち、この担い手支援協議会と受入農家協議会を、まずは統合して、組織立てを、構築を新たにさせていただきたいといったお話をしてみました。担い手支援協議会のほうに、各地区に、新たに農業者同士御相談をいただいて、任意に受入れの体制を構築していただくと。先ほど、様々な意見をいただいた中で、うちの地域は、やはり担い手がすぐにも育てて受入れをしたいといったような地区と、将来必要になると思うんですけども、今のところはなかなか受入れが難しいといったような地域がありましたので、それらを加味しながら、任意に地域のほうで受入れ体制を整えていただくと。担い手支援協議会に入っていたいただくのは、その体制が整った地域が任意に入っていて、出入り自由といったような形で組織立てを考えています。今想定している各地区の受入協議会のメンバーというのが、農業委員、また地区の代表、主たる受入れ農家、地域の農業者、また事務局に、各所の農協というのを想定しております。

また、これらのお話については、2月の段階で一回7地区全部終わった後に、地域の中で御了承はいただいてきたんですが、改めて2月22日に、農協のほうにお話にいきまして、その地域に説明に行ったときも、農協、一緒に入っていたいたんだけれども、改めて農協に御説明をして、そういう形がいいんじゃないかといったような了承を得てきたところと、2月26日に農業委員会の総会の終了後に、改めて農業委員、農業委員も各地域の地区懇談会のときに入っていたいていたんだけれども、改めて農業委員に、そういったお話を御了承を得てきているといった内容です。

また、情報共有のお話になると思います。どういふ担い手が、どこの地区でどういふうに



頑張っているのかといったような話にも聞こえてきました。これらについては、活動状況、ホームページ等々で私たち、今、活動している地域おこし協力隊ですとか、そういう方の情報は発信しているんですけども、それ以外に、随時、地域の農業者の代表という捉えで、私たち、農業委員のほうに逐次情報を発信して、地域内で、そういう情報を広めていただきたいというお話もしてきたところです。

私たちが、今、考えているような内容としては、こんな形で、今、進めようと考えているところです。

以上でございます。

○議長（松ヶ平哲幸君） 大西議員。

○13番（大西 陽君） 実は、失礼ですが、よく理解してません。それで、目的は、例えば担い手対策は、目的はもうはっきりしてるわけですから、もう少し分かりやすく、例えばフローチャートに落としてみるとか、もう少し分かりやすく示していただければありがたいなと思います。

それから、この活性化計画の在り方なただけでも、先ほど言ったように、これが基本となって、これに基づいて各施策を展開するということであれば、そのゼロ事業というのは、意味よく分からないんですけども、予算はつけないけれども事業はやるという解釈なんですか。その意味がよく分からないんですけども、この辺も含めて、まず活性化計画のローリングで、これを整理して、その上で各施策を取り組むという分かりやすい流れのほうがいいんじゃないかと思います。何となく活性化計画をつくるのが目的で、策定することが目的で、策定したら、期限いっぱい、そのまま放置してるとまでは言いませんけれども、常にこのことを念頭に置いてやるべきだと思います。

それから、答弁いただいたのかもしれませんが、前に担い手対策については、根本的な見直しが必要ではないかということをお願いしました。副市長の答弁もありました。これは、根本的に見直すことも検討したいということでありましたので、これが恐らく最後になると思います。副市長の見解を求めて終わりたいと思います。

○議長（松ヶ平哲幸君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） お答え申し上げます。

担い手の関係については、極めて重要な問題ということであります。農業・農村活性化条例の中にも、本市の農業と農村は市民の総意で将来に引き継ぐということで、これは、大西議員お話しのとおり、国としては、農業は国の基であるし、本市では、農業、基幹産業と言われておりますけれども、私は基盤となる産業だと考えております。その基盤を支えるのは担い手と考えておりますので、今、ちょっと担い手対策の、その制度というか、地域との関わり等々、外から見るとという言い方が正しいかどうか分かりませんが、分かりにくいという御指摘もございますので、そういったこともしっかりと整理して、分かりやすく、本市の担い手を育成するには、地域と一緒に、今日は笹村専務来られてますけれども、農協とも一体とな

って、どういうふうな進め方をするかといったように整理をしながらやる方向で考えていきたいと思います。

それで、農業全体については、なぜ、これだけ自給率が上がらないんだらうというところは、国はもう、相当何十年も前から、自給率、自給率と言っていながら上がってこない。これは、やはり農業の収益性の問題、先ほど大西議員、国の補助が相当入っているという話がありますけれども、やはり収益性の問題だということもあらうと思いますので、その辺もしっかりと見極めながら、やはり地域の農業の経営の中で、採算がしっかりと取れる部分と、これは、食料は、もう国の中になくっては絶対にならないんで、もしそうでないとしたら、やはりそこを補填する制度がどうあるべきかといったようなことも、しっかりと地域から声を出しながら、地域の農業が将来に向かって引き継いでいけるようにしていきたいと考えております。

○議長（松ヶ平哲幸君） 大西議員。

○13番（大西 陽君） 質問は以上で終わりますけれども、お言葉ですけれども、外から見てるわけではないんで、私は議員の立場で行政と一体となって、この大事なことですから取り組みたいという気持ちがありますので、この辺、誤解のないようによろしく願ひして。

○議長（松ヶ平哲幸君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） 大西議員は農業のプロでありますし、農業・農村の担い手に関しても、これは、もう士別の中でも指折りのプロでありますので。全市民から見てということで、ちょっと外からと使わせていただきましたんで、その辺、よろしく御了承いただきたいと思ひます。

○議長（松ヶ平哲幸君） 以上で、大西議員の質疑を終了いたします。

これにて大綱質疑を終わります。

---

○議長（松ヶ平哲幸君） 次に、日程第2、議案第20号の撤回についてを議題に供します。

撤回理由の説明を求めます。

相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） 本定例会初日の2月24日に提出いたしました議案第20号 士別市農畜産物加工体験交流工房条例を廃止する条例について撤回いたしたく、その理由を御説明申し上げます。

本案件については、公共施設マネジメント基本計画の基本方針である最適化の視点等から、士別市財政健全化実行計画を踏まえ、廃止する条例を上程していましたが、改めて施設の在り方を検討するため、士別市議会会議規則第19条第1項の規定により、議案の撤回について議会の承認をお願いするものです。

何とぞ御承認のほど、お願い申し上げます。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） お諮りいたします。

本件については、これを承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第20号の撤回については、これを承認することに決定いたしました。

---

○議長（松ヶ平哲幸君） 引き続き、議案第10号から議案第19号までの10案件及び議案第21号から議案第29号までの9案件を一括議題に供します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第10号から議案第19号までの10案件及び議案第21号から議案第29号までの9案件については、会議規則第36条の規定により、予算決算常任委員会に付託することにいたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第10号から議案第19号までの10案件及び議案第21号から議案第29号までの9案件は、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

○議長（松ヶ平哲幸君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

議事の都合により、明12日から18日までの7日間は休会といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、明12日から18日までの7日間は休会と決定いたしました。

なお、19日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

本日は、これをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 3時36分散会）